

自己点検評価書
2011(平成23)年度

平成23年8月3日

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

はじめに

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程に基づき、自己点検・評価委員会を主体にして、平成23年度の教育研究活動等の状況について自己点検評価を実施し、自己点検評価書にまとめました。

自己点検評価書で用いた評価基準のうち第1章から第11章に掲げるものは、大学評価・学位授与機構の「法科大学院評価基準要綱」（平成16年10月制定、平成22年9月改定）の基準に準拠していますが、第12章で研究活動、第13章で社会貢献を取り上げている点に独自性があります。

自己点検評価書は平成23年8月3日に確定し、8月から11月にかけて行われた外部評価の基礎資料に供しました。

ここに、外部評価意見書と同時に公表いたします。

なお、自己点検評価書の作成にあたって実証資料を別に添付し、外部評価においてはその別添資料も含めて評価を受けましたが、公表に当たっては別添資料を掲載せず、評価書中の別添資料に関する記述部分も削除しております。

平成23年12月7日

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科

研究科長 中山 充

目 次

第1章 教育の理念及び目標	1
1-1 教育の理念及び目標	1
第2章 教育内容	5
2-1 教育内容	5
第3章 教育方法	21
3-1 授業を行う学生数	21
3-2 授業の方法	22
3-3 履修科目登録単位数の上限	24
第4章 成績評価及び修了認定	26
4-1 成績評価	26
4-2 修了認定及びその要件	29
4-3 法学既修者の認定	32
第5章 教育内容等の改善措置	34
5-1 教育内容等の改善措置	34
第6章 入学者選抜等	37
6-1 入学者受入	37
6-2 収容定員及び在籍者数等	41
第7章 学生の支援体制	45
7-1 学習支援	45
7-2 生活支援等	46
7-3 障害のある学生に対する支援	47
7-4 職業支援（キャリア支援）	48
第8章 教員組織	51
8-1 教員の資格及び評価	51
8-2 専任教員の配置及び構成	54
8-3 教員の教育研究環境	57
第9章 管理運営等	60
9-1 管理運営の独自性	60
第10章 施設、設備及び図書館等	65
10-1 施設、設備及び図書館等	65

第11章 自己点検及び評価等	70
11-1 自己点検及び評価	70
11-2 情報の公表	72
第12章 研究活動	74
第13章 社会貢献	78

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育の理念及び目標

(ア) 目的

法曹に求められる資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野等である。法科大学院は、このような資質を備えた法曹を養成することを基本理念として、司法試験・司法修習と有機的に連携させて理論と実務を架橋する教育を行う機関である。その教育においては、公平性・開放性・多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることが求められている。

本法科大学院は、このような全国の法科大学院に共通する教育の基本理念と趣旨に適った法曹を養成することを目的とする。

(イ) 教育の目標

この理念のもとで、本法科大学院は、特に、「親身に地域住民の生活を支える法曹を養成する」ことを教育の目標とする。

本法科大学院は、香川大学及び愛媛大学が連合して四国地域に設置されている唯一の法科大学院であり、両大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成を目指している。弁護士過疎・偏在する地域の多い四国では、住民の裁判を受ける権利がより実質的に保障されなければならない。四国及び全国の隅々まで、国民の裁判を受ける権利が保障されるために、何よりもまず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することが必要である。

(ウ) 養成をめざす法曹

本法科大学院は、さらに、地域経済活動を支え又は国際的視野で環境保全を推進する法曹になることを目指す学生に、その要望に積極的に応えられる教育を提供する。

経済のグローバル化が進む中、地域経済活動を支えるためには、四国でもビジネスローに精通した法曹が活躍することが必要である。香川大学の所在地である高松市は、四国経済の中心としてビジネスローの教育に好適な素材を有する。この素材と香川大学の人的資源を活用して、地域経済活動を支える法曹を養成する。

本法科大学院は、多島景観美を有した瀬戸内海に面して立地している。瀬戸内海においては汚濁と景観破壊が進行し環境保全の行動が求められているため、環境保全を推進する法曹の養成も本法科大学院の重要な使命である。香川大学では豊島産業廃棄物処理

第1章

問題等の環境法教育の素材を有し、愛媛大学では瀬戸内海の環境保全に関する学際的な研究を行う沿岸環境科学研究センターを背景にして、環境法の教育を効果的に行うことができる。本法科大学院は香川大学と愛媛大学の教育研究の実績を生かして、国際的視野をもって環境保全活動を推進する法曹を養成する。

(2) 本法科大学院の教育の理念及び目標の周知・公表

このような本法科大学院の教育の理念及び目標は、「履修要項」の冒頭に掲げて教職員及び学生に周知されるとともに、学生募集要項、広報用パンフレット及びウェブサイトにも掲げて、広く社会に公表している。

基準 1 - 1 - 2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1 - 1 - 2 に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育

(ア) 体系的・段階的なカリキュラムによる理論的かつ実践的な教育

本法科大学院の教育の理念及び目標を達成するために、本法科大学院は、多様で豊かな知識と経験を備え法的考察力を有する法曹を養成すべく、体系的・段階的なカリキュラムにより理論的かつ実践的な教育を行っている。

法学部以外の学部の卒業生及び法学部卒業生であっても法的素養が未だ不十分な学生（法学未修者）は、まず主に1年次において基礎科目群及び基礎演習科目群の科目により、法的なものの考え方と基本的な知識を養う。その上で、法学未修者は2年次と3年次において、法学既修者（2年コース生）とともに、法律基本科目に属する基幹科目群及び総合演習科目群の科目と実務基礎科目群の科目によって、実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につける。それとともに、多様な基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目を履修する。

本法科大学院は四国の関係者が協力し合って法曹教育を推進するために、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し運営している。通常は基幹校である香川大学で授業を行い、愛媛大学に所属する本法科大学院専任教員は香川大学に出向いて担当する。それとともに、愛媛大学においても夏季休業中に、数科目の選択必修の授業を開講している（サマースクール）。また、無料法律相談所を愛媛大学内と高松市の商店街に開設している。

(イ) 地域との連携による教育

本法科大学院は地域に親しみ活躍する法曹を数多く養成するために、互いに気心を知り合える程度の少人数（入学定員：平成21年度まで30人、平成22年度から20人）の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手厚く丁寧な指導によって教育している。

本法科大学院の教員は正課の授業に力を込めて取り組み、FDによって認識を共通にして絶えず改善に努めていることはもちろん、学生の自学自習に関する相談にも積極的に対応して、きめ細やかに教育している。1年中24時間の使用が可能な自習室や法科大学院教育研究支援システムを備え、大いに活用されている。修了生も香川大学又は愛媛

大学において、法務研修生として自学自習に励み、適宜、教員の学習支援を受けることができる。

本法科大学院は、四国4県の単位弁護士会によって構成される四国弁護士会連合会や、四国の経済、法曹及び教育に関わる団体（たとえば四国経済団体連合会）及び個人からなる四国ロースクール後援会から、支援を受けている。四国弁護士会連合会は法科大学院支援委員会を設け、教育支援の内容は実務家教員の派遣、学生が陪席できる法律相談会、学習支援、授業参観、意見交換会の実施など多岐にわたる。修了生は四国各県において、弁護士による学習支援を受けることができる。

（ウ）養成をめざす法曹のための配慮

地域経済活動を支え又は国際的視野で環境保全を推進する法曹を目指す学生のためには、展開・先端科目群に関係科目を配置し、特別履修モデルを示してそれらの科目の履修を推奨している。

（2）学年ごとの目標と厳格な成績評価

本法科大学院は、修了直後の司法試験に合格でき、求められる法曹像にふさわしい法曹になるために学生が到達すべき学年ごとの目標を考慮して、厳格な成績評価を実施している。

その結果、相当数の学生が原級留置になり又は退学し、修了者数は

平成18年度 20人、

平成19年度 25人、

平成20年度 32人、

平成21年度 21人、

平成22年度 23人

である。

司法試験合格者は、平成19年度から平成21年度まで毎年3人とどまったが、平成22年度には10人に増加し合計19人である。平成22年までに9人が法曹になり、その内訳は弁護士が8人であり、そのうちの5人が四国地域の弁護士会に所属している。他の法曹1人は検察官である。法曹にならずに企業の法務職又は官公庁に就職した修了生もいる。

2 特長及び課題等

<特長>

（1）本法科大学院は、四国弁護士会連合会、経済団体（四国経済団体連合会など）及び地方自治体など四国地域の関係者の支援を受けて、「親身に地域住民の生活を支える法曹を養成する」ために教育指導に励み、主に四国地域を中心に活躍する法曹を輩出している。

（2）本法科大学院は、サマースクールの開講など、香川大学と愛媛大学とが連合して設置・運営する特長を活かした教育を実施している。

（3）本法科大学院は、香川大学及び愛媛大学の法務研修生制度並びに四国弁護士会

第1章

連合会の支援により、四国各県において修了生の学修を支援し、能力の高い法曹の養成を目指している。

<課題等>

- (1) 司法試験合格者をさらに増加させ、四国地域の法曹養成への貢献度を高める。
- (2) 四国に生起する法律問題の解決への取組みを、適切に本法科大学院の教育研究に位置づけて、本法科大学院を四国の法文化の拠点にすることを旨とする。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院では、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法、及び公法演習、民事法演習、刑事法演習の法律基本科目を法学未修者コースの1年次～2年次、法学既修者コースの1年次といった低学年に担当し、この段階では理論面に重点を置いた教育を行っている。

これに対し、法律実務基礎教育は、「実務講座」、「要件事実論」、「刑事訴訟実務」、「法曹倫理」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」、「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」、「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」、「エクスターンシップ(3)」といった授業科目で行っており、1年次から3年次に段階的に担当することにより、理論的教育と実務的教育を架橋させるカリキュラムを編成している。

それぞれの科目間においても、段階的な理論的教育に留意しつつ、シラバスには理論と実務の架橋をはかる教育が行なわれることを意識的に示している。このようなシラバスを通じて、3年間での学習の到達点と、3年間に学習すべき内容が各年次にどのように担当され、位置づけられているか、次の段階にどのようにつながっていくかを学生に明示して、適切な学修指導を行っている。

法律基本科目の授業は、主として体系的な理論的教育を行うが、実務への架橋教育の基礎を形成するために、体系的把握と同時に事例問題の検討を中心とした授業を行っている。①社会人、他学部出身者の教育のため、すなわち、未修者の教育の基礎固めをすることをめざし、また、②法学未修者コースの2年次に担当される基幹科目群（演習科目）の授業へとつなげるために、平成22年度からは、民法科目を1科目（2単位）増加し、基礎演習科目群も設けた。基幹科目群においては、事実関係の複雑な応用事例、判例事案を用いて授業を行い、次段階である実務的教育への架橋を果たしている。さらに、具体的な事案を題材にして、起案をし、それに基づいて演習形式で議論する総合演習科目群を平成22年度から新設し、専門的な法知識、思考力、分析力や表現力の向上を図っている。

また、豊かな人間性を涵養するように、展開・先端科目群において、「地方自治法」、環境法関係、労働法関係、「租税法」、「保険法」、知的財産法関係、「国際私法」、倒産法関係、経済法関係、「消費者保護法」、「国際人権法」、「国際公法」、「精神医療と法」、「執

第2章

行・保全法」といった科目を配置している。また、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するために、「法曹倫理」をはじめとする科目を含む実務基礎科目群を配置している。

基準 2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2 - 1 - 2に係る状況)

本法科大学院では、カリキュラム改正により、平成 22 年度から以下のような授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目

本法科大学院における基礎科目群及び基幹科目群は、民法等の分野に分けられるが、7法に対応している。そして、以下のように、それぞれ将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目を開設している。

憲法に関する分野の科目としては、

「憲法(1)」、「憲法(2)」、

「公法演習(1)」

を開設している。

行政法に関する分野の科目としては、

「行政法(1)」、「行政法(2)」、

「公法演習(2)」

を開設している。

民法に関する分野の科目としては、

「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」、

「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」

を開設している。

商法に関する分野の科目としては、

「商法(1)」、「商法(2)」、「商法(3)」、

「民事法演習(4)」

を開設している。

民事訴訟法に関する分野の科目としては、
「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」、
「民事法演習(5)」

を開設している。

刑法に関する分野の科目としては、
「刑法(1)」、「刑法(2)」、
「刑事法演習(1)」、「刑事法演習(2)」

を開設している。

刑事訴訟法に関する分野の科目としては、
「刑事訴訟法」、
「刑事法演習(3)」

を開設している。

平成22年度から開設された基礎演習科目群及び総合演習科目群は、それぞれ公法系科目、民事系科目及び刑事系科目の分類に対応するものである。

(2) 法律実務基礎科目

この分野の科目としては、

「法律情報処理」(研究者教員担当)、
「実務講座」(弁護士の実務家教員担当)、
「要件事実論」(元裁判官の実務家教員担当)、
「刑事訴訟実務」(弁護士の実務家教員)、
「法曹倫理」(弁護士の実務家教員担当)、
「民事裁判演習」(元裁判官の実務家教員及び最高裁判所派遣裁判官担当)、
「刑事裁判演習」(弁護士の実務家教員及び法務省派遣検察官担当)、
「リーガル・クリニック(1)」(弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)、
「リーガル・クリニック(2)」(弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)、
「リーガル・クリニック(3)」(弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)、
「エクスターンシップ(1)」(弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)、
「エクスターンシップ(2)」(弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)、
「エクスターンシップ(3)」(弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)

を開設している。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学に関する分野の科目としては、

「法哲学」、
「比較司法システム論」、
「日本法史学」、
「刑事政策」

を開設している。

法学と関連を有する分野の科目としては、

第2章

「政治学(1)」、「政治学(2)」、
「特別講義(1)」

を開設している。

(4) 展開・先端科目

これについての科目としては、

「地方自治法」、
「環境法(1)」、「環境法(2)」、「環境法演習」、
「労働法」、「労働法演習」、
「社会保障法」、
「租税法」、
「金融商品取引法」、
「保険法」、
「知的財産法(1)」、「知的財産法(2)」、
「国際私法」、
「倒産法」、「倒産法演習」、
「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、
「国際経済法」、
「消費者保護法」、
「国際公法」、
「精神医療と法」、
「執行・保全法」、
「国際人権法」、
「特別講義(2)」

を開設している。

基準 2 - 1 - 3

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、以下の(1)(2)(4)(5)の科目群が法律基本科目に相当し、(3)の科目群が法律実務基礎科目に相当し、(6)が基礎法学・隣接科目に相当して、法律基本科目と法律実務基礎科目とをはっきり分けて開設し、(7)が展開・先端科目に相当しているのであり、適切な科目区分にしたがって開設されている。

(1) 基礎科目群

基礎科目群の授業として、

「憲法(1)」、「憲法(2)」、
「行政法(1)」、「行政法(2)」、
「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」、

「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」、
「商法(1)」、「商法(2)」、「商法(3)」、
「刑法(1)」、「刑法(2)」、
「刑事訴訟法」

を開設している。

(2) 基幹科目群

基幹科目群の授業として、

「公法演習(1)」、「公法演習(2)」、

「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」、「民事法演習(4)」、「民事法演習(5)」、

「刑事法演習(1)」、「刑事法演習(2)」、「刑事法演習(3)」

を開設している。

(3) 実務基礎科目群

実務基礎科目群の授業として、

「法律情報処理」、

「実務講座」、

「要件事実論」、

「刑事訴訟実務」、

「法曹倫理」、

「民事裁判演習」、

「刑事裁判演習」、

「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」、

「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」、「エクスターンシップ(3)」

を開設している。

(4) 基礎演習科目群

基礎演習科目群の授業として、

「公法基礎演習(1)」、「公法基礎演習(2)」、

「民事法基礎演習(1)」、「民事法基礎演習(2)」、

「刑事法基礎演習(1)」、「刑事法基礎演習(2)」

を開設している。

(5) 総合演習科目群

総合演習科目群の授業として、

「公法総合演習(1)」、「公法総合演習(2)」、

「民事法総合演習(1)」、「民事法総合演習(2)」、

「刑事法総合演習(1)」、「刑事法総合演習(2)」

第2章

を開設している。

(6) 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目群の授業として、

- 「法哲学」、
- 「比較司法システム論」、
- 「日本法史学」、
- 「刑事政策」、「政治学(1)」、
- 「政治学(2)」、「特別講義(1)」

を開設している。

(7) 展開・先端科目群

展開・先端科目群の授業として、

- 「地方自治法」、
- 「環境法(1)」、「環境法(2)」、「環境法演習」、
- 「労働法」、「労働法演習」、
- 「社会保障法」、
- 「租税法」、
- 「金融商品取引法」、
- 「保険法」、
- 「知的財産法(1)」、「知的財産法(2)」、
- 「国際私法」、
- 「倒産法」、「倒産法演習」、
- 「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、
- 「国際経済法」、
- 「消費者保護法」、
- 「国際公法」、
- 「精神医療と法」、
- 「執行・保全法」、
- 「国際人権法」、
- 「特別講義(2)」

を開設している。

これらの展開・先端科目群は、もともと基礎科目群の各論として位置づけられながら、社会の変化に対応して独立して特殊法と称される法領域や社会の新たな諸問題の中から生成し新しい法分野として発展してきた科目であり、他の科目区分のものを入れていない。

基準 2-1-4

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 法律基本科目

① 必修科目 (28 科目、56 単位開設)

憲法に関する分野の科目としては、

「憲法(1)」、「憲法(2)」、

「公法演習(1)」

を開設している (各 2 単位で合計 6 単位)。

行政法に関する分野の科目としては、

「行政法(1)」、「行政法(2)」、

「公法演習(2)」

を開設している (各 2 単位で合計 6 単位)。

民法に関する分野の科目としては、

「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」、

「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」

を開設している (各 2 単位で合計 18 単位)。

商法に関する分野の科目としては、

「商法(1)」、「商法(2)」、「商法(3)」、

「民事法演習(4)」

を開設している (各 2 単位で合計 8 単位)。

民事訴訟法に関する分野の科目としては、

「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」、

「民事法演習(5)」

を開設している (各 2 単位で合計 6 単位)。

刑法に関する分野の科目としては、

「刑法(1)」、「刑法(2)」、

「刑事法演習(1)」、「刑事法演習(2)」

を開設している (各 2 単位で合計 8 単位)。

刑事訴訟法に関する分野の科目としては、

「刑事訴訟法」、

「刑事法演習(3)」

を開設している (各 2 単位で合計 4 単位)。

以上は、必修科目でもあり、28 科目で 56 単位が修得必要単位となる。そして、

憲法又は行政法の公法系科目は 6 科目 12 単位、

民法、商法又は民事訴訟法の民事系科目は 16 科目 32 単位、

第2章

刑法又は刑事訴訟法の刑事系科目は6科目12単位であり、後述の「基準2-1-5」で最低限要求されている単位数以上の授業科目が開設されており、したがって、法科大学院における教育上の目的にもかなっている。また、演習の基幹科目群は、原則的に基礎科目群の単位を修得してから受講できる授業科目であり、3年コース2年次以降の配当にして段階的履修に資するようにしている。

② 選択必修科目（12科目、12単位開設）

基礎演習科目群及び総合演習科目群は、公法系、民事系及び刑事系に対応するものである。したがって、授業科目名も、

「公法基礎演習(1)」及び「公法基礎演習(2)」、
「民事法基礎演習(1)」及び「民事法基礎演習(2)」、
「刑事法基礎演習(1)」及び「刑事法基礎演習(2)」、
「公法総合演習(1)」及び「公法総合演習(2)」、
「民事法総合演習(1)」及び「民事法総合演習(2)」、
「刑事法総合演習(1)」及び「刑事法総合演習(2)」

としている。これらは、学生の負担をも考慮し、それぞれの法分野で教育上の目的にかなうと思われる各2科目2単位を開設し、

基礎演習科目群では、3単位が、
総合演習科目群では、3単位が

選択必修としてその修得が求められている。そして、修得必要単位数の2倍の授業科目を開設している。

基礎演習科目群は、基礎を固めつつ必修の基礎科目群の授業と演習形式の基幹科目群との橋渡しをするために3年コース1年次に配当され、総合演習科目群は、基礎科目群及び基幹科目群の配当年次を考慮して、3年コース3年次、2年コース2年次に配当して、これも段階的履修に資するように配当している。

(2) 法律実務基礎科目（13科目、21単位開設）

以下のように、「法律情報処理」以外は、主として実務家教員が担当し、また、最低限の基本科目の授業の修得を前提に、「実務講座」は3年コース1年次後期に配し、その他の科目は、より後の学期に配して、段階的履修に資するように配慮している。

① 必修科目（7科目、13単位）

3年コース1年次（2年コース1年次）に

「法律情報処理」、「実務講座」

を、3年コース2年次（2年コース1年次）に

「要件事実論」、「刑事訴訟実務」

を、3年コース3年次（2年コース2年次）に

「法曹倫理」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」

を開設して、段階的履修に資するように配慮している。

② 選択必修科目（6科目、8単位開設）

3年コース2年次（2年コース1年次）に

「リーガル・クリニック(1)」(1単位)

を、3年コース3年次（2年コース2年次）に

「リーガル・クリニック(2)」(1単位)、「リーガル・クリニック(3)」(2単位)

を開設して、段階的履修に資するように配慮している。

3年コース1年次以上（2年コース1年次以上）に

「エクスターンシップ(1)」(1単位)、「エクスターンシップ(2)」(1単位)、「エクスターンシップ(3)」(2単位)

を開設している。

これらのうち、2単位以上が修了要件単位数であるから、十分な科目を開設している。

(3) 基礎法学・隣接科目（7科目、14単位開設）

基礎法学に関する分野の科目としては、

「法哲学」、

「比較司法システム論」、

「日本法史学」、

「刑事政策」

を開設している。

法学と関連を有する分野の科目としては、

「政治学(1)」、「政治学(2)」、

「特別講義(1)」

を開設している。

いずれも2単位の科目で、いずれのコースの学生に対しても1年次から配当しており、修了要件単位数の4単位を超える単位数の科目数を開設している。

(4) 展開・先端科目（24科目、50単位開設）

これについての科目としては、

「地方自治法」、

「環境法(1)」、「環境法(2)」、「環境法演習」、

「労働法」、「労働法演習」、

「社会保障法」、

「租税法」、

「金融商品取引法」、

「保険法」、

「知的財産法(1)」、「知的財産法(2)」、

「国際私法」、

「倒産法」、「倒産法演習」、

「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、

「国際経済法」、

第2章

「消費者保護法」、
「国際公法」、
「精神医療と法」、
「執行・保全法」、
「国際人権法」、
「特別講義(2)」

を開設している。

演習形式のものは、段階的履修に配慮して、いずれのコースも最終年に担当し、それ以外は、原則として

3年コースは2年次から、

2年コースは1年次から

担当している。そして、修了要件単位数の12単位を超える単位数の科目数を開設している。

基準2-1-5

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に担当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

(基準2-1-5に係る状況)

(1) 公法系科目（必修科目12単位開設）

公法系の授業科目としては、

「憲法(1)」、「憲法(2)」、

「行政法(1)」、「行政法(2)」、

「公法演習(1)」、「公法演習(2)」

の各2単位、合計12単位を必修科目として開設している。

(2) 民事系科目（必修科目32単位開設）

民事系の授業科目としては、

「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」、

「商法(1)」、「商法(2)」、「商法(3)」、

「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」、

「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」、「民事法演習(4)」、「民事

法演習(5)」

の各2単位、合計32単位を必修科目として開設している。

(3) 刑事系科目 (必修科目12単位開設)

刑事系の授業科目としては、

「刑法(1)」、「刑法(2)」、

「刑事訴訟法」、

「刑事法演習(1)」、「刑事法演習(2)」、「刑事法演習(3)」

の各2単位、合計12単位必修科目として開設している。

以上の(1)(2)(3)の必修科目以外に各1単位の総合演習科目である

「公法総合演習(1)」及び「公法総合演習(2)」、

「民事法総合演習(1)」及び「民事法総合演習(2)」、

「刑事法総合演習(1)」及び「刑事法総合演習(2)」

の6単位を必修選択科目として開設している。したがって、各系の標準単位数を満たし、標準単位数を超えるのは、公法系科目の必修2単位と総合演習科目群の選択必修6単位であり、合計8単位増で、必修総単位数の上限を超えていない。

さらに、必修科目以外に、法学未修者1年次に配当される

「公法基礎演習(1)」、「公法基礎演習(2)」、

「民事法基礎演習(1)」、「民事法基礎演習(2)」、

「刑事法基礎演習(1)」、「刑事法基礎演習(2)」

の各1単位6科目を選択必修科目として開設しているが、必修とされているのは3単位である。

基準2-1-6

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

- (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
- イ 法文書作成
(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 必修科目 (8単位開設)

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする必修の授業科目として、
「法曹倫理」(2単位)

を開設している。

要件事実に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修の授業科目として

「要件事実論」(2単位)

並びに要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修の授業科目として

「民事裁判演習」(2単位)

を開設している。

事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする必修の授業科目として、

「刑事訴訟実務」(2単位)
を開設している。

(2)(1)以外の必修または選択必修科目(必修4単位、選択必修2単位開設)

① 模擬裁判及びローヤリング(必修4単位開設)

これらは、いずれも必修科目の「実務講座」(2単位)及び「刑事裁判演習」(2単位)のなかに含めて実施されている。

② クリニック及びエクスターンシップ(選択必修8単位開設)

弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容とするクリニックは、

「リーガル・クリニック(1)」(1単位)、
「リーガル・クリニック(2)」(1単位)、
「リーガル・クリニック(3)」(2単位)

を開設している。

法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修としてのエクスターンシップは、

「エクスターンシップ(1)」(1単位)、
「エクスターンシップ(2)」(1単位)、
「エクスターンシップ(3)」(2単位)

を開設している。

(3) 法曹倫理(必修2単位開設)

授業科目名も「法曹倫理」として、必修2単位のもの開設している。

「実務講座」(2単位)でも、法曹倫理教育の導入を実施している。

(4) 法情報調査及び法文書作成

ア 法情報調査

授業科目名を「法律情報処理」として、必修1単位を3年コースも2年コースも1年次に開設している。

イ 法文書作成

独立の授業科目としては開設していないが、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」のなかで法文書作成を指導している。

以上の科目については、当然のこととして、次年度のシラバス作成に際して、専任教員(研究者教員及び実務家教員)により構成される公法系、民事系、刑事系の各FD会議において、授業内容の検討を行っており、研究者教員もこれに関与している。

第2章

基準 2-1-7

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学に関する分野の科目としては、各 2 単位の

「法哲学」、
「比較司法システム論」、
「日本法史学」、
「刑事政策」

の 4 科目を開設している。

法学と関連を有する分野の科目としては、各 2 単位の

「政治学(1)」、
「政治学(2)」

の 2 科目を開設している。

新しい分野に対応するために、基礎法学・隣接科目と関連する分野を内容とする「特別講義(1)」を開設している。平成 23 年度は、「アジア・太平洋社会論」を開講した。

これら 7 科目 14 単位から選択必修として 4 単位修得する必要がある。

基準 2-1-8

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目として、いずれも 2 単位で 25 科目 50 単位を開設している。

本法科大学院の養成しようとする法曹像の「(a) 親身に地域住民の生活を支える法曹」に関連しては、

「労働法」、「労働法演習」、
「社会保障法」、
「精神医療と法」、
「執行・保全法」、
「国際人権法」

の 6 科目 12 単位を開設している。

本法科大学院の養成しようとする法曹像の「(b) 地域経済活動を支える法曹」に関連しては、

「保険法」
「金融商品取引法」、
「国際私法」、
「消費者保護法」、

「知的財産法(1)」、「知的財産法(2)」、
 「倒産法」、「倒産法演習」、
 「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、
 「国際経済法」

の12科目24単位を開設している。

本法科大学院の養成しようとする法曹像の「(c)国際的視野で環境保全を推進する法曹」に関連しては、

「地方自治法」、
 「環境法(1)」、「環境法(2)」、「環境法演習」

の4科目8単位を開設している。

上記以外にも、種々の分野の科目を開設しており、

「租税法」、
 「国際公法」、
 「特別講義(2)」

の3科目6単位である。このうち、「特別講義(2)」は、それぞれの時において必要とされる新分野を扱う。

これら25科目50単位のうちから選択必修として12単位を修得する必要がある。

基準2-1-9

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

(1) 大学設置基準第21条関係

本法科大学院では、法学未修者コース(3年コース)1年次～3年次、法学既修者コース(2年コース)1年次～2年次における必修科目の授業時間割の設定は、月～金曜日の1校時～5校時の範囲内において、1日に原則2コマ、多くても3コマの授業科目を設定するように努力している。

また、学生の学習準備に配慮し、同じ学生がなるべく必修科目を2コマ連続して受講することがないように、できるだけ時間割上配慮している。

(2) 大学設置基準第22条関係

本法科大学院では、期末試験期間を含め第一学期(通称前期)は4月初旬から8月初旬まで、第二学期(通称後期)は10月1日から2月下旬まで、通年35週間の期間にわたって授業を行っている。

(3) 大学設置基準第23条関係

本法科大学院では、前期・後期の Semester 毎に授業科目を開設しており、1つの授業科目の開講は、2単位の授業科目であれば、15回の授業回数を確保できるよう15週間にわたる期間を学年暦で設定し、実際上も、定期試験を含めずこれとは別に、15

第2章

回の授業を実施している。演習授業（法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次配当の基幹科目）についても基本的にこの原則どおり授業を行っている。

休講となった科目については、学生と相談のうえ、補講日を決め、実施して、15回の授業日数を確保している。

2 特長及び課題等

<特長>

（1）法学未修者コースの学生のために、基礎を固めつつ演習への橋渡しを行うべく基礎演習科目群を開設している。

（2）学生の多様なニーズにこたえられるように、実務基礎科目群及び展開・先端科目群の授業科目数が多い。

<課題等>

（1）「基準2-1-6（2）オ」の「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」を開設していない。兼任または兼担の教員を採用する方向で検討する。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員20人に対して専任教員20人(定員。平成23年4月1日現在の現員は17人)により密度の濃い少人数教育を施している。一つの授業科目における学生数は最多の授業でも20人が標準であり、討論方式によって行われる2年次の演習科目は1クラス15人(15人を超える場合は2クラス開講)、起案練習を含む3年次の「民事裁判演習」や起案練習及び模擬裁判を行う3年次の「刑事裁判演習」は1クラス10人を標準(なお、平成22年度においては、3年次の「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」履修可能者が21人に留まったため、「民事裁判演習」については2クラスのみ開講)とすることで、多方向・双方向による密度の高い教育を行えるようにしている。

入学者数の定員過剰や原級留置等による再履修が生じた場合であっても、非演習系科目で20人程度、演習系科目で1クラス5人程度の増加であれば、何らの支障なく授業を行なうことが可能である。

他研究科の学生または科目等履修生による科目の履修は、授業の性質及び規模により研究科学生の履修に支障のない限りにおいて許可することになっているので、科目等履修生の受入により授業が適切な規模を超える事態は生じない。他研究科の学生の履修は、平成22年度前期に1人、同年後期及び平成23年度前期は履修していない。科目等履修生の受入れは現在までのところない。

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目に当たるものを、基礎科目群、基幹科目群、基礎演習科目群、総合演習科目群に分けて開講しているが、入学定員は20人であることから、入学者数の定員超過及び再履修による増員を考慮しても、50人の標準数を上回る状況にはない。平成23年度4月段階での休学者を除く在学生は、49人である。

したがって、演習系の科目においても、当然のことながら、少人数で多方向・双方向の授業を行える状況にある。

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 授業科目の性質に応じた適切な方法

本法科大学院においては、

① 基礎科目群と基幹科目群（設置基準等という法律基本科目に当たる）によりまず法的思考力の基礎を形成し、

② こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。

また、

③ 基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、

さらに、

④ 展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げるよう、

各授業科目の性質に応じた適切な教材及び方法による授業を実施している。

基礎科目群は法学未修者を対象としており、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、疑問を見だし、問題への理解と考察力をより深められるよう努めている。

基幹科目群は、各法分野の基本知識を前提に総合力、応用力を養うべく、授業ごとに事例に関する資料（判例や参考論文及び判例評釈などの解説）を紹介し、授業では、当該事例に付される設問について毎時間終了後または授業中に論述して提出し（レポート）、添削を行う等、学生のより主体的で積極的な参加と、個別的指導を行うよう努めている。

また、実務基礎科目群においては、現実に生起している社会的事実に触れさせ、それがどのように法律的な解決に導かれていくのか、その過程について理解を深めさせ、訴訟記録等を踏まえた実務的な法的処理、判断能力の養成を行うよう努めている。

そして、平成22年度からは、基礎固めを目指しつつ基礎科目群と基幹科目群との橋渡しの役割を果たす基礎演習科目群を3年コース1年次に設けた。この基礎演習科目群の科目においては、講義方式の基礎科目群の授業科目によるだけでは十分に修得できない

法的知識・能力を、演習方式によるきめ細やかな教育により補完して基礎固めを目指すとともに、2年次における演習方式の基幹科目群の授業科目への架橋を図っている。

さらに、平成22年度以降、3年コース3年次、2年コース2年次に総合演習科目群を設け、具体的な事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的として、基本的に実体法・手続法の研究者教員と実務家教員とが共同で演習を担当することにより、複数の視点から事案の多面的検討を行う授業科目を開設した。

(2) 授業計画などの学生への事前周知

年度始めに、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法等を記載した修学案内・シラバスを学生に配付し、シラバスの内容は平成23年度からはWeb上でも閲覧可能にすることにした。また教育研究支援システム(TKC)を通じて各回のより詳細な具体的内容について学生に事前周知している。

実務基礎科目群のうち「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」及び「リーガル・クリニック(3)」ならびに「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」及び「エクスターンシップ(3)」の実施にあたっては、本法科大学院の「法律実習における守秘義務の遵守について」(平成18年2月8日教授会で承認)に定められているところから従い、受講生に誓約書を提出させるほか、実習前のスクーリングの際に法律相談を行うに当たっての心構えを指導する等、適切な指揮監督を行っている。

報酬は受け取っていない。

(3) 学生の事前事後の学習を効果的に行うための具体的措置

① 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものとなるよう、時間割の作成においては、法律基本科目は1日に1科目から2科目、その他の選択科目等を含めても3科目以内になるよう努力している。

② TKC社と契約して法科大学院教育研究支援システムを採用し、Webを通じて各科目、授業回数毎の予習事項や課題の提示、レジュメ・関係資料の記載及びアップロードを行い、学生に対する事前の周知徹底を図っている。

③ 予習は事前に読むべき教科書の該当頁、関連判例、参考文献等を記載する方法により、また復習は復習課題を提供するなどの方法により、適切に指示するようにしている。

④ 授業時間外の自習が可能となるよう、自習室には在学生数の専用キャレルが備わっており、土日も含めて24時間自習室で集中して学習することができる。自習のために必要な法律図書を図書館、法学部資料室及び自習室の書架に配置している。また、学生が限られた時間で効率的に学習できるよう、データベースTKC社提供のロー・ライブラリーやWest Law等のオンラインデータベース、イントラネットによる情報提供サービスなどのIT支援システムを整備している。

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間を確保できるよう、2単位30時間の集中講義であれば、なるべく5日間かけて実施するようにしている。集中講義は、夏期休暇期間を利用して開講されるため、当該科目だけ履修すればよいので、学生が事前事後の学習に必要な時間を十分に確保することができる。

第3章

なお、愛媛大学でサマースクールとして開講される集中講義では、学生は愛媛大学近辺のホテルに宿泊しながら授業を受けるため、移動の時間はかからない。また、学生の移動及び宿泊に必要な経費はすべて大学が負担している。このサマースクールについても、予習のために教科書の事前指定を行い、TKCに授業概要や講義資料を掲載することができるようにしている。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

3年コース1年次は、原則36単位であるが、同学年に配当される基礎演習科目につき4単位を上限としてさらに履修登録できることにしている。

3年コース2年次、2年コース1年次は、上限36単位である。

3年コース3年次、2年コース2年次は、上限44単位である。選択科目の履修可能性の拡大を考慮して、44単位を上限としている。

なお、本法科大学院では、再履修科目単位につき履修登録可能な単位数に算入しない制度は採用していない。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 高密度の少人数教育

本法科大学院は、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し組織していることにより、1学年20人の学生定員に対し現員17人の専任教員を整えており、専任教員1人当たりの学生数は、1学年につき1人となり、全国の法科大学院の中でもトップクラスの密度である。これにより、学生一人ひとりに対する手厚く丁寧な指導が可能となり、各授業の1クラスの学生数は、演習科目においては10～15人程度、最多の授業科目でも20人程度に抑えられ、法科大学院に求められる双方向・多方向形式による密度の高い教育が実現されている。

(2) 優れた自習環境

本法科大学院は、自習室に学生の収容人数に応じたキャレルを設置しており、学生は専用のキャレルにおいて、土・日を含め24時間学習できる環境にある。また、情報端末コンセントから、学内LANに接続することにより、TKCやWest Lawのオンラインデータベースを自由に利用できると同時に、イントラネットを通じたDVD等の情報提供サービスも行っている。

<課題等>

(1) 集中講義形式の授業における予習・復習

集中講義形式の授業における予習・復習時間を確保できるよう、2単位30時間の授業を5日にかけて実施することを原則としているが、集中講義が夏季休暇期間に集中するため、全体として学生の自学自習時間を制約しているため、自学自習時間を増やすために集中講義を減少させるよう努める。

(2) T K Cを通じた予習・復習課題等の提示

T K Cを通じた予習・復習課題、レジュメ・教材等の提示は、ほぼ実施されている。兼任・兼担教員などの利用促進が課題であるが、利用の仕方などを教示する取り組みを始めた。

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

学年進行に合わせて授業科目を配当しているので、それぞれの学年の達成目標を設定して、それに合わせて授業、評価を行っている。「年次別学修到達目標」を平成21年4月8日に制定し、修学案内によって、学生に周知している。

(1) 成績評価のランク

本法科大学院では、平成19年度入学生から成績評価を秀、優、良、可、不可の5つのランクに分類し、平常点・期末試験等の成績を総合した評点に応じ、

- 90点以上を秀、
- 85点以上90点未満を優、
- 75点以上85点未満を良、
- 70点以上75点未満を可、
- 70点未満を不可

と判定することとし、これを修学案内において明示・周知しているうえに、教員に対しても、厳格な成績評価の実施を促す文書を試験前に配付している。

そして、期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の状況など評価の基準となる要素を具体的に示し、要素ごとの配点をシラバスにおいて予め公表することとしている。また、期末試験と平常点との割合について標準的な評価比率を定めており、法的知識の修得が重要となる基礎科目群等においては期末試験に比率を高め、双方向・多方向による質疑・議論等が重要となる基幹科目群等については、平常点の比率を高め設定し、科目の性質に応じた適正な評価がなされるよう工夫している。

（２）成績評価の適正さの確保

成績評価の適正さを確保するために、期末試験問題を複数教員が事前に点検している。複数教員が担当する授業科目において試験問題及び成績評価を相互に点検することはもちろん、単独担当の授業科目についても、教務・設備委員会が指定した期間内に各専門分野系FD会議において試験問題を事前に点検し、その結果を教務・設備委員会及びFD・教育改善委員会に報告している。

平常点や期末試験の採点が厳格に行われているかどうかについては、成績評価の根拠になる出欠状況一覧、提出されたレポート、期末試験答案等を残して、いつでも第三者がチェックできるようにしている。

期末試験の実施前には、教員に対しても、成績評価基準の学生への明示を促して、遺漏のないようにしている。

成績の採点分布については、全体FD研究会等において、科目ごとの分布状況のデータが示され、全教員の間で情報の共有が図られるとともに、極端に偏った分布等があればチェックをかけ、全体で検討を行うことが可能となっている。なお、秀及び優以上の合計は、修学案内記載のとおり「おおむね」の数値であり、実質的に厳格かつ適正な能力判定結果となるよう、各授業担当教員において適切な運用を行うことで全体の意思統一を図っている。また、成績評価方法については、絶対評価と相対評価の組み合わせの問題など検討すべき事項があり、厳正な成績評価に必要と考えられる課題については、全体FD研究会で継続的な検討を加え、教員間における共通認識の形成を図っており、必要な場合は教務・設備委員会からシラバスの修正などの是正を関係教員に指示している。

（３）成績評価の結果の告知

成績評価の結果は、事務を通じて学生に公表している。また、各教員においては、教育研究支援システム（TKC）を通じて採点基準や講評を告知したり、学生を集めて教室において答案を返却してコメントしたりするなどの方法で、学生とコミュニケーションをとるようにしている。さらに、自己の成績評価につき疑問がある場合は、事務を通じ当該科目の成績調査依頼を行うことができ、授業担当教員との面談により、当該学生の答案等に基づき成績評価の具体的内容の説明を受けることができる。そして、それでも納得できない学生には、成績評価に対する異議申立て制度も平成21年度から実施している。

成績分布のデータは、学生への成績情報提供の充実という観点から、前・後期の学期末ごとに、当該学期に開講された全科目の成績分布データを一括して学生に公表することとし、加えて、GPAに基づく学内成績順位も個々の学生に通知し、これにより、科目ごとの、あるいは、全体における自己の成績状況を学生が把握できるようにしている。

（４）期末試験実施方法の適切な配慮

期末試験の実施に際しては、その2週間前までに、各科目の担当教員は、出題方針を明らかにし学生に公表するものとしている。これは、期末試験においてどのような能力を判定するのか、それに付随する事項として、出題の形式等を事前に学生に教示し、試

第4章

験日までの準備・復習期間における学習を適切な方向へ導く効果を狙ったものである。なお、この対応は、「学生による授業評価アンケート」において寄せられた複数の要望に基づき改善を図ったものでもある。《資料4-1-1-3》

なお、期末試験は氏名を記入させず学籍番号のみを記入させ、試験の成績評価について公平性を確保するように配慮している。

教員に対しても、事前に試験問題の留意事項等について文書を配付している。

《資料4-1-1-3》 期末試験実施に関する申合せ

- 1 期末試験の実施にあたっては、各授業科目毎に出題方針を事前に明らかにし学生に公表するものとする。
- 2 試験実施後においては、各授業科目毎に採点基準を明らかにし学生に公表するものとする。
- 3 出題方針の公表時期は、各授業科目の試験実施日の2週間前までとし、採点基準のそれは成績発表後2日以内までとする。

(平成16年7月7日教授会決定)

(5) 再試験・追試験

再試験は、平成22年度から廃止している。

一定のやむを得ない事情により受験できなかった学生については、追試験を受ける機会を設けており、当該学生に不利益が生じないように配慮している。なお、追試験を受ける要件としては天災等、修学案内に列举された理由に限られ、その受験資格は証明書類を提出させることにより厳密に認定し、また、教員には本試験と同一の試験問題で実施することのないように注意を促しており、通常の期末試験を受ける学生が不利とならないようにしている。

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、厳格な単位認定及びプロセスとしての教育の理念を活かすために、留年制度に類似するものとして、成績不良者につき次年次の科目の履修を制限する制度を設けている。すなわち、単位を修得できなかった必修科目の学修に専念させることを趣旨とし、当該科目の理解を踏まえて学修すべき科目について、次のとおり履修を制限している。

(1) 1年次対象の基礎科目群の修得が合計24単位に達しなかった者は、2年次対象の基幹科目群の全授業科目並びに実務基礎科目群のうち「要件事実論」及び「刑事訴訟実務」の履修が制限される。

(2) 基礎科目群の修得が合計32単位に達しなかった者、または基幹科目群の修得が

合計 16 単位に達しなかった者は、3 年次に配当している総合演習科目群及び実務基礎科目群のすべての科目について履修が制限される。

なお、上記履修制限の対象科目に含まれない選択科目や他大学院等の履修は可能である。

当該制度は修学案内に明記し、また新年度ガイダンスにおいて説明することにより、学生に周知している。

G P A 制度は、成績不良者の履修制限の要件とはしていない。学生数が少なく、G P A の基準数値の設定等に技術的に困難な点があり、それとともに、上記の要件で十分機能していると考えられるからである。

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3 年（3 年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 3年コースの修了については、標準修業年限3年以上在籍し、93単位以上を修得することが必要である。

2年コースの修了については、標準修業年限2年以上在籍し、63単位以上を修得することが必要である。

GPA制度は、修了判定に当たっては活用していない。学生数が少なく、GPAの基準数値の設定等に技術的に困難な点があり、それとともに、上記の要件で十分機能していると考えられるからである。

ア 教育上有益であるとの観点から、本法科大学院においては、本人の申請に基づき、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、授業科目の履修により修得したものとみなすことができるようにしている。

イ 教育上有益であるとの観点から、本法科大学院においては、本人の申請に基づき、法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アで修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えない範囲で、授業科目の履修により修得したものとみなすことができるようにしている。

また、この場合においては、基礎科目群30単位に当たると判定された学生については、その在学期間を1年短縮し、2年以上としている。

ウ 法学既修者は1年間在学し30単位を修得したものとみなし、2年コースを履修することとしている。

(2) 基準(2)のアからカまでの授業科目の必要単位数は以下の比較表のようになっており、いずれも基準(2)の要件を充足している。《資料4-2-1-1》

その内訳は、公法系科目が

基礎科目群 8 単位、基幹科目群 4 単位の合計 12 単位必修、
民事系科目が

基礎科目群 22 単位、基幹科目群 10 単位の合計 32 単位必修、
刑事系科目が

基礎科目群 6 単位、基幹科目群 6 単位の合計 12 単位必修
となっている。

また、実務基礎科目群が 15 単位必修及び選択必修、基礎法学・隣接科目群が 4 単位以上の選択必修、展開・先端科目群が 12 単位以上の選択必修となっている。

なお、公法系、民事系、刑事系の分野別にした基礎演習科目群及び総合演習科目群は、分野ごとではなく、それぞれの群において 3 単位合計 6 単位を修得すればよい。

《資料 4 - 2 - 1 - 1》 3 年コース

		評価機構要求単位数	本法科大学院修得単位数
ア	公法系科目	8 単位	12 単位
イ	民事系科目	24 単位	32 単位
ウ	刑事系科目	10 単位	12 単位
エ	法律実務基礎科目	10 単位	15 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位	12 単位

基準（2）のただし書きに該当する 2 年コースにおいては、アからウまでの授業科目については

基礎科目群 6 単位、
基幹科目群 20 単位、
総合演習科目群 3 単位以上

の合計 29 単位以上の修得が必要で、エからオまでの授業科目については

実務基礎科目群 13 単位必修・2 単位以上選択必修、
基礎法学・隣接科目群 4 単位以上選択必修、
展開・先端科目群 12 単位以上選択必修

で、合計 31 単位以上の修得が必要であり、いずれも基準を充足している。

（3）修了要件単位数は 93 単位で、法律基本科目以外の科目の修得すべき単位数は 31 単位であるから、修了要件単位の 3 分の 1 の単位を修得することが必要である。

第4章

基準 4 - 2 - 2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準 2 - 1 - 5 のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準 4 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、修了の認定に必要な修得単位数は、93単位である。

4 - 3 法学既修者の認定

基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準 4 - 3 - 1 に係る状況)

本法科大学院では入学定員 20 人のうち若干人の法学既修者コース(2年コース)生を募集しており、その入試合格者を前提に本法科大学院 3 年コース 1 年次に開講する基礎科目群である憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の 6 分野につき実施する下記の法律科目試験結果から法学の基礎的な学識を有する者であると認められたものを、法学既修者と認定してきたが、平成 24 年度入試からは、既修者コース希望者独自に合否を決することにした。既修者の法律科目の試験科目に変更はない。

法学既修者の認定を受けた入学者に対しては、卒業必要単位 93 単位のうち、1 年次に開講される

基礎科目群 26 単位(「憲法(1)」、「憲法(2)」、「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「商法(1)」、「商法(2)」、「民事訴訟法(1)」、「刑法(1)」、「刑法(2)」、「刑事訴訟法」)

及び 2 年次配当の

「民法(6)」及び「民事訴訟法(2)」の 4 単位合計 30 単位

を修得したものとみなし、一括して履修免除をし、残りの 63 単位を在籍 2 年間で修得させることにより、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮した在学期間の短縮を認めている。

法律科目試験は、「憲法」、「民法」、「会社法」、「民事訴訟法」、「刑法」、「刑事訴訟法」の 6 科目を課しており、試験問題は、出題者以外の点検委員が出題形式や内容を点検し、採点に際しては、受験番号・氏名部分を隠して実施し、出題者以外の者も点検しており、入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保を図っている。そして、出題委員に出題を依頼する際、過去に出題された問題と重複しないよう注意を促しており、また、出題委員が作成した問題は点検委員が出題形式や内容を点検している。香川大学法学部新卒者が有利にならないように、平成 24 年度入試からは、学部の試験問題と重複していないかも検討する。

いずれの法律科目試験の成績による場合も、

① 各科目につき基礎的学識を修得していると認めることができ、かつ、

② 全科目の合計で6割程度以上の得点を標準とした上で、

試験の難易度等を考慮しながら合否判定を行うことにより、適切な既修者認定を行えるようにしている。これらのうち①の要件が定める、「各科目につき基礎的学識を修得」しているか否かは、当該法律科目試験の成績及び当該科目に関する学部成績を総合して判定している。

なお、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことはしていない。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 履修制限の制度を設け、理解の不十分な学生が応用的科目や程度の高い科目を履修できないようにし、理解の程度に応じた学修ができるようにしている。

(2) 再試験の本来の趣旨から逸脱する懸念を排除し、学生も安易な期待を抱かないようにするため、平成22年度から再試験を廃止して厳格な成績評価を実現している。

(3) 法学既修者認定について、すべての科目につき、一定の基準点に達しない者は不合格とする合格最低基準の採用により厳格な認定と運用が行われている。

<課題等>

(1) 成績評価は秀及び優をおおむね25%以内にする相対基準を設けているものの、学生数の少なさから、絶対評価と相対評価のバランスにつき科目間でばらつきがみられるので、全体FD研究会等を通じてなおも成績評価の基準につき教員間の認識について統一を図るよう努めている。

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

(1) 平成22年度よりFD活動の成果を組織でさらに共有できるよう従来の評価・FD委員会を、個々の教員及び本法科大学院全体の教育の資質・能力の向上・開発を達成することを目的として組織的な教育研鑽活動をおこなう「FD・教育改善委員会」へと改組した。

FD・教育改善委員会は、教育の内容及び方法の改善と向上を図るため、本法科大学院の専任教員全員が出席する全体FD研究会の年間計画を毎年3月に作成し、教授会開催日とは別の日に原則として毎月1回3時間半程度の時間を確保して全体FD研究会を開催している。この全体FD研究会の下に、各専門分野系主任を責任者として随時に開催する各専門分野系FD会議を軸にして、教育内容・方法に関する情報の共有と教育改善の検討・集約を推進している。全体FD研究会では、原則として毎回各専門分野系の教員が1人ずつシラバスに基づいてそれぞれの授業方法や学生の履修状況等を報告し参加者全員で検討する。

ここで授業内容の相互調整が必要と認められた科目については、各専門分野系FD会議を通じて協議・調整したうえ、教務・設備委員会がその実施結果を確認している。とくに複数の教員が関与する基礎演習、総合演習等の授業については、ほぼ毎回の全体FD研究会において報告がされている。適正かつ厳格な成績評価を確保するための点検と協議も、同様に行っている。

また、本法科大学院内だけでなく広く外部の法曹関係者や法科大学院関係者との組織的かつ継続的な研修及び研究を図ることを目的として、平成22年度より「法科大学院FDプロジェクト」を立ち上げ、積極的に対外的なFD活動を実施している。本事業は、本法学研究院と同じような立場にある地方国立大学の小規模法科大学院である島根大学法科大学院をはじめとする法曹養成のための全国の専門職大学院とともに、本法科大学院を設立時からこれまで物心両面で支援してきた地元の有力法曹団体である四国弁護士会連合会(四国弁連)及び四国の各大学と連携し、共同でFD活動を実践するものである。

なお、当該プロジェクトは、学内の教育活動の推進にかかわる学長裁量経費を獲得し、それを活動の財政基盤として実施されている。

(2) 教員は随時授業の相互参観を行ない、専門分野を越えて教員相互に授業方法の改善についての研鑽をおこない意見交換を行なっている。また、毎学期1週間ほどの期間を設定し、外部の法曹関係者に参加してもらい合同公開授業参観を実施している。これは、

本法科大学院の教員とともに、前述の法科大学院共同FDプロジェクトの協定書に基づき四国弁護士会連合法科大学院支援委員会の弁護士および島根大学法科大学院の関係者等に呼びかけ、実施するものである。

ここでは、研究者教員同士の意見交換のみならず、実務家の視点からも活発な意見が出され、理論と実務の架橋によって教育方法の向上を検討するいい機会となっている。各授業の担当者には、相互の授業参観による成果を積極的に取り入れて授業の改善を図ることを求めている。

(3) FD・教育改善委員会は、学生への授業評価アンケートを毎学期実施し、その結果はすべて担当教員に文書で渡される。これを担当教員が自己分析し、授業改善の検討結果として全体FD研究会で報告する。それを教員全員で検討して組織的な授業改善の実現に取り組んでいる。

学生の授業評価アンケートについては、授業内容の程度(レベル)・わかりやすさ・進度等の教育内容に関わる項目、教材や機器の効果的使用・教材の提供・予習や復習の指示・教員の話し方等の教育方法に関する項目を設けており、この結果から、科目ごとに、あるいは全体的に問題点を明確化し、改善策を検討している。

また、授業評価アンケートには、択一項目に加えて、学生が自由な意見や要望を書き込める欄を用意している。各教員は改善が必要と考える項目について改善策を考え、前述のように全体FD研究会で報告し、その内容を基にしてTKCの各自の授業ライブラリーに自らのコメントを掲載し、学生へのフィードバックを行っている。

(4) なお、FD・教育改善委員会の活動については、平成22年度からは、従来の研究会の議事要旨に加え、年間の活動記録として整理し、毎年教育情報の共有化に資するものとして改善を施した。また、教員相互の授業参観や弁護士による授業参観等についてもコメントを整理し、FD活動の資料として活用している。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) FD・教育改善委員会は、全体FD研究会を主宰し、ほぼ毎月開催し、昨年度は合計13回開催している。FD活動の確実な実施を図るべく総計時間数をより多く確保することができ、さらに専門分野系におけるFDを十分に実施したうえ、全体で協議して課題を検討する積み上げ型スタイルへと変更したが、それにより、本法科大学院の各教員のFD活動への取り組みと意識がさらに高まり、活動自体が格段に活発化するという効果をもたらすことになった。

(2) 平成22年度から開始した外部機関・団体と共同してFD活動を行う「法科大学院共同FDプロジェクト」の実施により、各教員が学内外の専門家や研究者と法科大学院教育の向上のための情報を交換することができ、全体FD研究会等での議論とともに、教育内容、授業の在り方、成績評価の在り方について常に外部からの新しい視点を取り入れて教育改善を行うという斬新的な効果をもたらすことになった。

第5章

(3) このように本法科大学院における教育改善活動の特長は、昨年来、各専任教員はトータルすると年間 60 時間程度の F D 活動への参加を義務づけられ、ほぼ全員が実質的な研修及び研究を実践することとともに、外部団体および関係者との積極的な情報交換・交流の場を多く設けることによって、教員相互間における教育情報の共有化が促進され、組織的な教育改善活動への意識がさらに高まるという大きな効果をもたらしたことである。

<課題等>

(1) 現在実施している積極的な F D 活動を継続するためにも、引き続き予算措置を改善していく必要がある。そのためにも、学内予算とともに積極的に外部の競争資金の獲得を目指して努力することが肝要であり、今年度も学内の一般会計以外の活動資金を獲得するべく申請その他の準備をおこなっている。

(2) 専任教員全員に前述のように年間 60 時間程度の参加を義務付け、教育の内容及び方法の改善を図るための活動を組織的に行うことが実現されているが、このような積極的な F D 活動推進の成果として個々の教員のみならず、本法科大学院全体としての教育力の向上や適正かつ厳格な成績評価等に具体的かつ継続的に繋げていかなくてはならないと認識している。これらの点については、今後とも教務・設備委員会との密接かつ組織的な連携を強化して実現していかなくてはならないものと考えている。

(3) 授業科目間で授業内容の相互調整を行うことと、複数の教員が関与する基礎演習及び総合演習等の授業の内容について担当教員間で緊密な協議調整を行うことを、引き続き常に F D 活動の重要課題として取り上げ、周到に実施していく。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、公平性、開放性、多様性を前提とし、教育の理念及び目標に沿ったアドミッション・ポリシーとして、本法科大学院が「求める人材」を定めている。その人材とは、

- ① 社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者
- ② 物事を公正・公平にみる者
- ③ 問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者
- ④ 不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者

である。

このアドミッション・ポリシーは、まず、募集要項において、本法科大学院の教育目標、入学者選抜の方法とともに明示している。さらに、ホームページ（<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/outline/>）、パンフレット及び入試説明会等を通じて、事前の周知を図っている。教育の理念及び目標を広く社会に周知している。

入試説明会は四国各県一大学（国立大学法人の大学）及び松山大学で開催することにより、四国地域に根ざした法曹養成という本法科大学院の理念を周知する努力をしている。《資料6-1-1-1》

《資料6-1-1-1》

2011年度法科大学院適性試験・四国ロースクール説明会

日時： 2011年4月5日（火）

場所： 香川大学法学部棟 J3 教室

内容： ①ロースクール・四国ロースクールについて

小早川龍司教授（実務家教員）

②法科大学院適性試験・四国ロースクール

柴田潤子教授

基準 6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

本法科大学院では、入試・広報委員会が入試業務の企画、実施を所掌するとともに、広報を担当している。入学試験（法学既修者試験を含む）においては、教授会で決定された実施要項に従い、研究科長を実施総括責任者とする実施体制を組織し、合否判定は教授会において行うことにより、責任ある体制のもとで入学試験を実施している。

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

本法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して公正な機会が等しく確保されるよう、自校を含め特定の大学・学部出身者の優遇措置は一切講じていない。また、公開可能な合否判定基準に関する情報は、すべての受験生が等しく知る機会を得られるよう事前に明示するとともに、小論文の採点においては受験番号を伏せ、また面接においては、面接委員が指導している学部等の学生を担当しないよう配慮している。その結果、過去 8 回の入試において自校出身者の受験者数の割合に比べて合格者数の割合が著しく多いということはなく、適切な割合で推移している。《資料 6-1-3-1》

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集は行っていない。

《資料 6-1-3-1》 入試における自校出身者の割合

	受 験 者 数			合 格 者 数		
	全体	自校出身者	割合 (%)	全体	自校出身者	割合 (%)
16 年度	269	57	21.2	57	7	12.3
17 年度	149	17	11.4	82	7	8.5
18 年度	135	30	22.2	75	17	22.7
19 年度	180	27	15.0	74	10	13.5
20 年度	133	22	16.5	70	8	11.4
21 年度	67	14	20.1	44	13	9.5
22 年度	39	7	17.9	36	7	19.4
23 年度	45	9	20.0	22	7	31.8

*自校には香川大学と愛媛大学を含む。

身体に障害のある者に対して、障害を有する入学志願者との事前相談を実施している。平成 23 年度後期入試において、背が低いため日常生活で使用している座台を入学試験

において利用したい旨の申し出が入学志願者からあり、これを許可している。その際、不正行為防止のため、教職員が当該座台の確認をした。

基準 6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

(1) 適性試験

3年コース及び2年コースにおける入学者選抜に当たっては、独立行政法人大学入試センターによる法科大学院適性試験(平成22年度まで)及び(平成18年度から)日弁連法務研究財団・商事法務研究会の主催する法科大学院全国統一適性試験の両者を用いてきた。今年度(平成24年度入学試験)からは、日弁連法務研究財団・商事法務研究会が主催する法科大学院全国統一適性試験のみを利用することになる。

入学者の一定の質を維持するために、入学者選抜の合否判定において、適性試験の最低基準を設け、適性試験管理委員会公表の得点分布において、上位85%程度に位置する得点に満たないものは、総合点のいかんに関らず、不合格とすることを募集要項に明示している。学力が一定レベル以下と判断される学生は合格としていない。

(2) 3年コース志願者の配点比率

3年コース志願者に対しては、法科大学院全国統一適性試験(配点比率は他学部卒業者・社会人枠30%、一般枠40%)、小論文(配点比率40%)、入学志望理由書・学業成績及び履歴書審査(配点比率は他学部卒業者・社会人枠15%、一般枠10%)、面接試験(配点比率は他学部卒業者・社会人枠15%、一般枠10%)を課している。小論文試験では長文の資料読解の問題を出題し、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する。入学志望理由書及び履歴書(配点比率は他学部卒業者・社会人枠15%、一般枠10%)では、学部で履修した専門科目の種類と単位数、大学院での学位取得論文のテーマ等、自らの学業と法曹志望の理由が説得的に説明されていること、社会経験と法曹志望の関連性が説得的に説明されていること、大学院での学位取得等を重視して評価している。加えて、一定の資格、経験を持つことも評価する。学業成績については、優の数が多いこと、優の比率が高いこと等、学業成績が顕著である場合に評価する。面接は個人面接を行っている。このような入学者選抜における多面的な評価により、入学者の適性及び能力を客観的に評価している。

(3) 2年コース志願者の配点比率

2年コース志願者に対しては、法科大学院全国統一適性試験(配点比率30%)、既修者試験(45%)、入学志望理由書・学業成績及び履歴書審査(配点比率10%)、面接試験(配点比率15%)を課している。本法科大学院独自の既修者試験として、民法・会社法・民事訴訟法・憲法・刑法・刑事訴訟法の試験を課すことにより、2年コースで教育を受けるために必要な適性及び能力等についての的確かつ客観的な評価を行っている。2年コース志願者における入学者選抜においては、3年コース入学選抜と同様に、上記の適性試験に

第6章

関する最低基準のほか、既修者試験の合計点が一定の点数(6割程度)に満たない場合には、原則として2年コースの合格を認めないことによって、2年コース合格者の学力を一定のレベルに維持している。入学志望理由書、学業成績・履歴書及び面接は、上記3年コースと同様に評価している。

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

入学者選抜においては、(1)法学専攻分野以外の学士、修士、博士またはその他の学位が授与された者(平成23年3月までに授与される見込の者を含む)を「他学部卒業者」と定義し、(2)①入学時において大学卒業後3年以上(さらに大学または大学院に在学した場合は、その期間を算入しない)を経過する者、または②入学時において25歳以上であり、かつ、3年以上継続して勤務したことがある者のいずれかに該当する者を「社会人」と定義し、これらの他学部卒業者等に対する優先的合格枠や特別の配点比率の制度を設けることにより多様な知識または経験を有する者を入学させるよう努めている。

具体的には、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう、他学部卒業者及び社会人については、入学定員(20人)の3割に優先的合格枠を設けており、過去の入学試験において入学者中他学部卒業者等の占める割合は目標を達成しており、多様な知識又は経験を有する学生が入学している。《資料6-1-5-1》

学業成績のほか、入学志望理由書及び履歴書も書類評価の対象に加え、かつ書類評価の配点比率を一般枠の1.5倍(15%)にすることにより、多様な学識及び課外活動等の実績や実務経験及び社会経験等が、適切に評価できるよう考慮している。

《資料6-1-5-1》 他学部卒業者等の入学者数

	全 体	他学部卒業者・社会人	割 合 (%)
16年度	30	25	80.3
17年度	30	13	40.3
18年度	41	14	34.1
19年度	30	14	46.7
20年度	29	13	44.8
21年度	15	5	33.3
22年度	18	7	38.8
23年度	10	5	50.0

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6 - 2 - 1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院の在籍者数については、入学者数が収容定員(70人)を上回る状態にならないよう推計しながら合格者数を決定している。

平成 20 年度から入学者数は定員を超えることなく推移している。また、今年度在籍者数は、49 人であり、収容定員の超過はない。したがって、収容定員との関係での教育・施設上の問題は生じていない。また、たとえ在籍者数が収容定員を上回ったとしても、1 年次の基礎科目は標準で 1 クラス 20 人、2 年次の基幹科目は標準で 1 クラス 10 人と余裕があるため、一時的で若干の収容超過には対応できる他、自習室スペースも収容定員の 1 割増まで収容可能である。

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院の平成 22 年度の入学者数は 18 人であり、入学定員(20人)との乖離は見られなかった。なお、平成 23 年度は入学者数 10 人となり入学定員 20 人を下回った。この原因について、受験者数が平成 22 年度入学者選抜より若干増加したとはいえ、依然として全体として減少傾向にあること、競争性の確保に重点を置いたこと(競争倍率 2 倍の達成)、歩留まり率が 50% となったこと等が考えられる。

この対策に関しては、より多くの受験者を確保するために、平成 22 年度入学者選抜から入学試験の実施回数を増やしており、前期入学試験、後期入学試験及び二次試験を実施している。学外検査場も設けており、平成 22 年度入学者選抜から、東京に試験会場(後期入学試験)を設け、さらに平成 23 年度入学試験からは関西・大阪に試験会場(前期入学試験)を設けている。今年度平成 24 年度入学試験では、愛媛大学でも入学試験を実施する(前期入学試験・後期入学試験の 2 回)。このように入学試験実施回数及び試験会場を増やすことによって、平成 23 年度の受験者数は平成 22 年度を若干上回ることができ、平成 24 年度入学者選抜においても受験者の増加を見込んでいる。

入学試験合格者の歩留まり率を高めるため、本法科大学院では、入学手続者を主な対象にして、12 月から 3 月までの入学前期間に毎月 2 回程度(計 11 回)公開プレスクーリング(本法科大学院における学習の事前説明及び事前講義の開催等)を実施している。

引き続き、入学前教育のプレスクールの内容を充実させることによって、歩留まり率を改善する。

基準 6-2-3

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

(1) 入学者選抜の改善の取り組みを実施し、まず、入学者選抜の合否判定において、適性試験の最低基準を設け、学力が一定レベル以下と判断される学生は合格としていない。

さらに、平成 22 年度入学者選抜から入学定員を 30 人から 20 人に見直した。その結果、平成 23 年度入学者選抜では、競争倍率 2 倍を達成している。《資料 6-2-3-1》

また、入学定員の見直し後も入学定員見直し前の専任教員数を維持し、より徹底した少人数教育の充実を図っている。修了者の進路は、殆どが司法試験の受験に取り組んでおり、その他、公務員、民間企業等の進路を選択する者は少数である。それぞれの人数から見ても無理のない範囲にとどまっており、進路の状況から見ても定員数の見直しは必要ない。

《資料 6-2-3-1》 競争倍率の推移

	受験者数	合格者数	競争倍率
平成 16 年度	269	57	4.7
平成 17 年度	149	82	1.8
平成 18 年度	135	75	1.8
平成 19 年度	166	74	2.2
平成 20 年度	133	70	1.9
平成 21 年度	67	44	1.5
平成 22 年度	39	36	1.1
平成 23 年度	45	22	2.0

(2) その他、より多くの受験生を確保するため、以下のような措置をとっている。従来、本法科大学院の活動内容が外部に対して十分発信されておらず、本法科大学院の魅力が十分アピールされていなかったという反省を踏まえ、ホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/>) やパンフレットを改善するなどの広報活動の強化を図っている。とりわけ四国地方の学生の掘り起こしを目的として、四国の大学(香川大学・愛媛大学・徳島大学・高知大学・松山大学)において、それぞれの大学の教員の協力を得て、実務家教員による公開講座と同時にロースクールの説明会を実施している。

また、東京及び大阪で実施される共同の入試説明会に参加している。

(3) さらに、平成 22 年度入学試験から前期(8月)・後期(11月)及び二次募集の3回の入学試験を実施し、入学試験回数を増やすことによって、受験者により多くの受験機会を提供している。

入学試験会場について、従来香川大学のみを入学試験会場としていたが、平成22年度入学試験からは東京会場(後期11月入学試験)を設け、さらに平成23年度入学試験から関西・大阪会場(前期8月入学試験)を設けている。このことによって、四国出身者で、関東・関西在住者に受験の可能性を提供する。加えて、平成24年度入学試験においては愛媛大学(前期・後期)においても入学試験を実施し、より多くの四国在住者の受験の機会を確保することになる。

(4) 平成22年度入学者選抜試験から、四国ロースクール特別授業料免除制度を設けることによって、学生の授業料面での負担を軽減することにより、優秀な入学者をより多く確保する。

優秀な入学者の確保を目的として、入学手続き者を対象にして、12月頃から翌年3月まで11回程度、本法科大学院の教員による公開プレスクーリング(本法科大学院における学習の事前説明及事前講義)を実施している。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 四国地域内における入試説明会の実施に力を入れており、毎年、香川大学、愛媛大学、徳島大学、高知大学において、それぞれの大学の教員の協力を得て、入試説明会を実施している。平成22年度からは、同時に実務家教員による公開講座を地域に対して提供し、さらに松山大学においても入試説明会・公開講座を開催している。これにより、四国地域唯一の法科大学院として地域に親しみ、活躍する法曹を数多く養成するという本法科大学院の理念を実現している。

(2) 他学部卒・社会人経験者を対象に3割の優先的合格枠を設け、その知識・経験を重視した特別の配点比率による選抜を実施することにより、多様な法曹の養成のニーズに応える。過去の入学者に占める他学部卒・社会人経験者の割合は、目標の3割を超えており、多様な人材を確保している。

(3) 12月頃から翌年3月まで11回程度、本法科大学院の教員による「四国ロースクール公開プレスクーリング・オープンキャンパス」を実施している。基本的には入学手続き者を対象にしているが、オープンキャンパスを兼ねて、本法科大学院の講義を一般に公開している。

<課題等>

受験者数が年々減少している中で、低下を防止することが課題である。従来、本法科大学院の活動内容が外部に対して十分発信されていなかったという反省をふまえ、ホームページやパンフレットを改善するなど、広報活動の強化を図り、説明会等を開催し、本件研究科の特色・活動内容を積極的にアピールしている。

四国ロースクール特別授業料免除制度を設けており、学生の授業料面での負担を軽減することにより、より優秀な入学者を確保する。

平成22年度入学試験から前期(8月)・後期(11月)及び二次募集の3回の入学試験を実施し、入学試験回数を増やすことによって、受験者により多くの受験機会を提供してい

第6章

る。

従来香川大学のみを入学試験会場としていたが、平成22年度入学試験からは東京会場(後期11月入学試験)を設け、さらに平成23年度入学試験から関西・大阪会場(前期8月入学試験)を設けている。加えて、平成24年度入学試験においては愛媛大学(前期・後期)においても入学試験を実施する。四国出身者で、関東・関西在住者に受験の可能性を提供し、同時に、本法科大学院の母体である愛媛大学においても入学試験を実施することにより、より多くの四国在住者の受験の機会を確保する。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 履修に関する指導

毎年4月、新学期の開始直前に、新生・在学生別に、修学及び履修に関する教務ガイダンスを教務・設備委員会が行っている。

また、履修登録に際しては、事務(学務第一係)あるいは教務・設備委員会が、学生からの個別の質問や相談に随時応じている。

なお、本法科大学院では、学生1人につき教員2人を担任として割り振る指導教員制を導入しており、指導教員は、履修・学習相談を含む各種の相談に対応し、学生ごとに作成された学生カルテも利用して、必要な指導・助言を行っている。

(2) 入学に際しての配慮

本法科大学院では、入学前導入教育である「四国ロースクール公開プレスクーリング」を実施している。従前から実施してきたプレスクーリングを平成22年度から強化したもので、特に法学未修者が授業に支障なく臨めるように、法科大学院での学習方法や各科目の概要等を説明している。参加は任意だが、遠方在住等の事情により参加困難な者には、配布資料等を郵送して配慮している。

また、本法科大学院の入学者は法学未修者が主であることから、前期の途中(例年5月下旬～6月上旬)に指導教員(上記(1)参照)が行う個人面談において、入学後における法律基礎科目の学習状況等を把握し、必要な助言を行っている。

(3) オフィスアワー

授業終了直後、教員は学生からの質問に応じているが、これとは別に、個々の学生に対するきめ細かな学習指導等が行えるように、各教員のオフィスアワーを設定している。修学案内では、「オフィスアワー表」を掲載し、実施場所・曜日時間を明示するとともに、各科目のシラバス末尾にもオフィスアワーの欄を設けて、学生に周知している。

学生は、通常、予約無しでオフィスアワーを利用できる。

(4) 弁護士チューター制・修了生チューター制

本法科大学院では、四国弁護士会連合会の支援を得て、若手弁護士による学習支援体制を構築しており、希望する学生に対して、1年生には基本書の読解指導、2年生には

第7章

自主ゼミの指導、3年生には個別指導がそれぞれ実施されている。

また、本法科大学院の修了生で短答式試験に合格した者が、論文式試験合格までの間、後輩の学生の学習指導を行う修了生チューター制も導入している。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 経済的支援

一般的なものとしては、日本学生支援機構を通じた奨学金制度があり、本法科大学院の学生も、多数の者が奨学生となっている。《資料7-2-1-1》

《資料7-2-1-1》日本学生支援機構奨学生数(平成23年3月31日現在)

区分	第一種(無利子)			第二種(有利子)			計	
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	第一種	第二種
連合法務研究科	6	3	9	4	2	8	18	14

(出典: 学生生活支援グループ保有データから作成)

大学により実施されている経済的支援措置としては、申請に基づき、家庭状況や学力等一定の基準を充たす学生につき、年間授業料の半額または全額を免除する制度があり、本法科大学院の学生も、多数この措置による支援を受けている。《資料7-2-1-2》

同様に、入学料についても、これを免除ないし徴収猶予する制度がある。

《資料7-2-1-2》香川大学授業料免除状況(平成22年度)

区分	学期	内訳			
		申請者数	全額免除	半額免除	不許可
連合法務研究科	前期	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
		10	0	7	3
	後期	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
		8	0	7	1

(出典: 学生生活支援グループ保有データから作成)

また、平成18年度から、学生50人につき1人の割合で、特待生を選定する制度が導

入されている。これにより、特に成績が優秀と認められる特待生については、家庭状況や経済状況のいかんに関わらず、当該年度の後期の授業料が免除される。

本法科大学院からも、毎年1人ないし2人の学生が本制度により特待生に選ばれている。

さらに、平成22年度からは、本法科大学院が行う入学者選抜試験結果の上位者5人につき、在籍期間中の授業料を全額免除する制度が導入されている。

(2) 学生生活支援

学生の健康、ハラスメントに関する相談体制は、大学が設ける制度と連携しながら整備している。

香川大学保健管理センターは、定期健康診断のほか、心や体の健康に関する相談に随時応じており、学生は、事前に予約をすれば、医師、保健師及び臨床心理士の資格を有する専門のカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。《資料7-2-1-3》また、同センターの利用案内等は、大学のWebサイトでも学生に周知されている(URL: <http://www.kagawa-u.ac.jp/health/>)。

《資料7-2-1-3》香川大学保健管理センターの相談体制

幸町キャンパス	体の健康相談	医師(教員)・保健師	月曜日から金曜日の9:00~17:00
	心の健康相談	専任カウンセラー	月曜日から金曜日の9:00~17:00 (月曜日の13:00~17:00を除く)
		学外カウンセラー	月曜日の13:00~17:00 金曜日の13:00~17:00

ハラスメントに関しては、全学の体制としてハラスメント相談員が置かれている。相談員の連絡先(電子メールアドレス、電話番号)は学生に公表されており、随時相談を受け付けることができる体制となっている。

本法科大学院からも2人の相談員を推薦することとなっており、現在は、男性教員、女性教員各1人が相談員となっている。

上記の対応とは別に、香川大学学生生活支援グループにより、「なんでも相談窓口」が設けられており、研究交流棟1階の窓口において、学生からの各種相談を広く受け付ける体制が整えられている。同窓口の利用案内は、大学のWebサイトにおいて学生に周知されている(URL: http://www.kagawa-u.ac.jp/campus_life/student_life/qa/advice/)。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

第7章

(基準7-3-1に係る状況)

(1) 基本的な施設及び設備の充実

本法科大学院の施設（香川大学法学部および香川大学大学院地域マネジメント研究科との共用）には、車イス用のスロープ、エレベーター、障害者用のトイレが設置されており、身体に障害のある学生の受け入れができる環境を整えている。

(2) 修学上の支援措置等

本法科大学院では、入学者選抜試験の段階で、身体に障害のある者等、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者については、出願に先立ち、予め相談を受け付けることとしている。《資料7-3-1-1》

これにより、早期に情報を把握し、入学直後から速やかに対応をとることができる。

《資料7-3-1-1》障害を有する入学志願者との事前相談

相談の時期：前期は平成23年7月14日（木）、後期は平成23年9月22日（木）までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び8月12日から8月18日を除きます。

(受付時間：9時～17時)

相談の方法：申請書（様式自由、健康診断書等必要書類添付）を提出することとし、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る者との面談等を行います。

連絡先：香川大学法学部・経済学部学務第一係 〒760-8523 高松市幸町2番1号
TEL (087)832-1816

(出典：『平成24年度学生募集要項』7頁)

身体に障害のある学生が入学した後においては、テイクノートや文字情報による資料の配布など障害の事情に応じた支援を行うこととなっている。本法科大学院は、学生定員が少人数であり、1クラスの規模も小さいことから、教員および事務が、具体的な障害の事情に応じて個々に対応することが可能であり、障害のある学生の修学においても必要なケアを十分行える態勢にある。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

(基準7-4-1に係る状況)

(1) キャリア支援センター

香川大学には、学生の進路相談に応じることを目的に「キャリア支援センター」(URL：<http://www.kagawa-u.ac.jp/career/>)が設置されており、進路選択に必要な情報の収集・管理・提供等が行われている。また、希望する学生は、キャリア・コンサルタントの資格を有する就職指導相談員による面談を受けることもできる。本法科大学院の学生

も同センターの利用実績があり、本法科大学院の Web サイトにも同センターの利用案内を掲示している(URL:<http://www.jl.kagawa-u.ac.jp/ls/career/career.html>)。

(2) 指導教員制

本法科大学院では、各学生につき2人の教員を担任とする指導教員制を採っており、進路に関する相談にも随時応じている。また、各担任により実施される個人面談等の機会を通じて、必要と思われる学生に対しては、教員からも上記キャリア支援センターの利用を勧めることとしている。

(3) ジュリナビ

法科大学院協会が運営する「ジュリナビ」につき、本法科大学院の学生にその利用を促している。平成23年度からは、新入生につき、全員をジュリナビに登録させ、固有のメールアドレスを付与することとした。未登録の在学生についても、個別の電子メール配信等による推奨を行い、登録者数の増加を図ることとしている。

(4) 法曹関係者との接触

本法科大学院では、学生が法曹関係者と直に接し、進路選択に関する情報を得ることができる機会をできるだけ多く設けるように配慮している。地元弁護士の協力のもと実施している学習相談会、あるいは、弁護士チューター制度による弁護士との接触を通じて、参加した学生は、進路に関する貴重なアドバイスを受けることもできる。

また、平成22年度には、本法科大学院修了生の就職支援を目的として、四国弁護士会連合会との間で、就職情報ネットワークの構築に向けた取り組みを行うこととし、協議を開始した。

これに基づき、平成23年度からは、本法科大学院修了生で情報提供を希望する者については、四国四県の各弁護士会の事務所等において、当該情報にアクセスできる環境を整えてもらうこととなった。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 本法科大学院は、入学定員が20人と少人数であるのに対し、17人の専任教員を配しており、学生と教員が密度の高いコミュニケーションをとれる環境にある。これを活かし、指導教員制のもと実施する個人面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を実践している。

(2) 四国弁護士会連合会の支援を得て、学習相談会や弁護士チューターによる指導など、学習支援策の強化を行っている。また、これらの機会を利用する学生は、学習指導のほか、進路選択に関する助言等も受けることができる。

(3) 法曹を志望する学生の経済的負担をできるだけ軽減するため、大学が設ける入学金・授業料の各種免除措置に加え、本法科大学院については、特別授業料免除制度が設けられている。

<課題等>

第7章

(1) 修了生については、アンケートや電話連絡等で、現況の把握に努めているが、進路選択に関する助言や学習支援サービスの提供など、アフターケアの面で、なお強化すべき余地がある。

(2) オフィスアワーの利用について、全体的にみれば、学生側があまり積極的ではない。オフィスアワーの活性化・有効活用策は、さらに検討を加えるべき課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員20人に対し17人の専任教員を配置している。専任教員配置の内訳は、延べ人数で、

法律基本科目に属する40の授業科目について11人、
実務基礎科目に属する13の授業科目について7人、
基礎法学・隣接科目に属する7の授業科目について0人、
展開・先端科目に属する25の授業科目について6人

である。

また、本法科大学院の特徴として重視し設置している展開・先端科目に属するビジネスロー分野及び環境法分野の授業科目については、

専任教員2人(経済法1人、環境法1人)

のほか

兼任・兼任教員として1人(環境法)

を配置している。

なお、兼任・兼任教員は

基礎法学・隣接科目に属する7の授業科目について7人、
展開・先端科目に属する11の授業科目について11人

である。

専任教員及び兼任・兼任教員は、いずれも担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行なうために必要な高度の教育上の指導能力を有しており、その資料は本法科大学院ホームページ上の教員組織、香川大学ホームページ上の研究者総覧

(URL:<http://www.ceda.kagawa-u.ac.jp/kudb/servlet/RefOutController?exeB0=WR41000B0&monitorID=WR41000>)において公表されている。また、愛媛大学所属教員については愛媛大学ホームページ上の愛媛大学教育研究者要覧(URL:<http://kenqweb.office.ehime-u.ac.jp/yoran/>)においても公表されている。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

- (1) 本法科大学院における専任教員の担当する専門分野毎の内訳は、延べ人数で、
憲法が教授 1 人 (計 1 人)、
行政法が准教授 1 人 (計 1 人)、
民法が教授 2 人及び准教授 2 人 (計 4 人)、
商法が教授 1 人および准教授 1 人 (計 2 人)、
民事訴訟法が教授 1 人 (計 1 人)、
刑法が教授 1 人 (計 1 人)、
刑事訴訟法が准教授 1 人 (計 1 人)、
法律実務基礎科目が教授 6 人及び准教授 1 人 (実務家教員 5 人、研究者教員 2 人) (計 7 人)、
展開・先端科目が教授 5 人及び准教授 1 人 (計 6 人)

である。

また、専任教員のうち実務経験を有する教員は計 7 人 (実務家教員 5 人および研究者教員 2 人) おり、法律基本科目および法律実務基礎科目にそれぞれ配置している。

専任教員はいずれも必要な教育上及び研究上の業績を有しており、また、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有している。

その資料は、学外での公的活動や社会貢献活動とともに、自己点検及び評価を公表する本法科大学院ホームページ (URL: <http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/>) において開示されている。

(2) 本法科大学院の専任教員 17 人はいずれも香川大学または愛媛大学に所属し、すべて「専」または「実・専」に該当し、大学設置基準第 13 条及び大学院設置基準第 9 条に規定する専任教員はおらず、教育上必要な教員が配置されている。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

(1) 香川大学所属専任教員

これまで本法科大学院の専任教員の採用及び昇任に関しては、教員の教育上の指導能力等を適切に評価することを担保するために本法科大学院が定める教員選考規程に基づ

き、研究科長が本法科大学院運営会議における議を経て本法科大学院教授会に発議し、同教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、同教授会において当該教員の採用及び昇任を審議し可否を決定してきた。

平成23年度からは香川大学においては各部局の教員組織と教育研究組織が分離されることになり、それに伴い本法科大学院の香川大学所属の専任教員は法学部の専任教員とともに法学研究院に所属することになった。そのため新規の教員の採用および昇任に関しては、法学研究院との関係で次のような新しい手続を経て行われることになった。

① 香川大学に所属する専任教員の採用

香川大学に所属する専任教員の採用に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価することを担保するために本法科大学院が定める教員選考規程に基づき、研究科長が運営会議における議を経て本法科大学院教授会に発議する。研究科長は、同教授会の審議の結果、採用の人事を進めることとなったときには、法学研究院長に対し法学研究院人事委員会がその議を経て法学研究院運営会議に発議するよう要請する。同人事委員会は、同運営会議の了承があった場合、そのつど自らが設置する教員選考委員会の議を経て法学研究院教授会に当該採用人事を推薦し、同教授会において可否を決定する。

② 香川大学に所属する専任教員の昇任

香川大学に所属する専任教員の昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価することを担保するために本法科大学院が定める教員選考規程に基づき、研究科長が法学研究院長に報告し、同院長は法学研究院人事委員会に付議する。同人事委員会は、同運営会議の了承があった場合、そのつど自らが設置する昇任委員会の審査を経て法学研究院教授会に当該採用人事を推薦し、同教授会において可否を決定する。

③ 香川大学に所属する任期付きの専任教員の再任

香川大学に所属する任期付きの専任教員の再任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価することを担保するために本法科大学院が定める教員選考規程に基づき、研究科長が本法科大学院運営会議における議を経て本法科大学院教授会に発議し、同教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、同教授会は当該教員の再任を審議し可否を決定する。研究科長は、同教授会の審議の結果、再任の人事を進めることとなったときには、法学研究院長に対し法学研究院人事委員会がその議を経て法学研究院運営会議に発議するよう要請する。同運営会議は当該再任人事の可否を決定し、法学研究院教授会に報告する。

(2) 愛媛大学所属専任教員

愛媛大学に所属する専任教員の採用および再任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価することを担保するために本法科大学院が定める教員選考規程および教員任用計画に従い愛媛大学教員の合議に基づき、愛媛大学教員である副研究科長が研究科長に対して採用または再任の推薦を行う。研究科長は、本法科大学院運営会議に付議し、同運営会議の議に基づき本法科大学院教授会に発議する。同教授会は、そのつど自らが設

第8章

置する教員選考委員会の議を経て当該採用人事の可否を決定する。

(3) 教育業績・研究業績

教育業績及び研究業績に関しては、教授会で決定した「香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ」に定める基準に基づいて、その教育業績及び研究業績につき厳格な審査を行なっている。なお、愛媛大学の教員選考規程との整合性を図るべく、従前の本研究科選考規程並びに同申し合わせを平成20年9月に改正した。

(4) 兼担・兼任教員

本法科大学院の兼担・兼任教員の選考については、専任教員の選考に関する教員選考規程とは別個に「兼担及び兼任教員選考要項」が定められている。

この要項に基づいて、本法科大学院において「教育上主要と認められる授業科目」を担当する兼担・兼任教員の選考と選考基準及び選考手続には、専任教員の選考に関する教員選考規程が準用され、教授会で選考の可否が決定されている。その他必要な兼担・兼任教員の選考は、同要項が定めるところに基づいて、当該担当科目に関する教育経験や当該担当科目及びこれに関連する業績等を参酌し、教務・設備委員会が候補者を教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成を得た場合に当該科目の担当者として決定している。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

（1）本法科大学院（法務専攻のみの1専攻）では、入学定員20人（収容定員70人）に対し専任教員17人を配置しており、基準8-2-1の規定により必要な数（12人）を上回っている。

17人のうち教授は12人であり、半数を上回る。

（2）さらに、ビジネスロー及び環境法を重視する本法科大学院の特徴としている経済法及び環境法の担当については経済法1人、環境法1人の計2人の専任教員を配置している。

基準 8-2-2

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

本法科大学院では、憲法に 1 人、行政法に 1 人、民法に 4 人、商法に 2 人、民事訴訟法に 1 人、刑法に 1 人、刑事訴訟法に 1 人の専任教員を配置し、各分野においていずれも適切に指導できる専任教員を 1 人以上配置している。

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準 8-2-3 に係る状況）

（1）科目別配置及び年齢構成

専任教員の科目別配置は、延べ人数で、

憲法	1 人、
行政法	1 人、
民法	4 人、
商法	2 人、
民事訴訟法	1 人、
刑法	1 人、
刑事訴訟法	1 人、
実務基礎科目	7 人、
展開・先端科目	6 人

である。

本法科大学院はビジネスローに精通し国際的視野を持つ法曹及び環境保全を推進する法曹の養成を重視しているので、展開・先端科目のうち

「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」及び「国際経済法」の担当に専任教員 1 人、

「環境法(1)」、「環境法演習」の担当に、法律基本科目をも担当する専任教員 1 人を配置しており、本法科大学院の教育目的に応じた適正な配置を行っている。

また、「労働法」、「労働法演習」及び「社会保障法」の担当に専任教員 1 人を配置し、「倒産法」および「倒産法演習」の担当にも法律基本科目をも担当する専任教員 2 人を配置している。

専任教員の年齢構成は、30 歳代 5 人、40 歳代 5 人、50 歳代 3 人、60 歳代 4 人であり、年齢バランスは適正である。

(2) 教育上主要と認められる授業科目担当の専任教員

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目は、本法科大学院教育のコアである法律基本科目（必修である基礎科目群及び基幹科目群、選択必修である基礎演習科目群及び総合演習科目群の科目計 68 単位）と実務基礎科目群の必修科目（計 13 単位）であり、そのほとんどには、専任教員が配置されている。実務基礎科目群のうち「民事裁判演習」（2 単位）及び「刑事裁判演習」（2 単位）を、専任教員のほかに最高裁判所又は法務省の派遣教員が担当している。

本法科大学院は、ビジネスローと環境法に優れた法曹養成を目指しているところから、このことを念頭においた履修モデルを「修学案内」に示している。これらビジネスロー群と環境法群の授業科目（いずれも展開・先端科目群に属する選択科目である。）のうち、ビジネスロー群の中核である「経済法(1)」（2 単位）及び環境法群の中核である「環境法(1)」（2 単位）も、本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目である。

なお、これらの授業科目も専任教員が担当している。

(3) 必修科目担当の専任教員の割合

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目のうち必修科目の全体数（クラス単位：一の授業科目を複数クラスで実施している場合は、当該複数クラス数を授業科目数に算入する。）は、

基礎科目群 18 科目（18 科目×1 クラス）、

基幹科目群 10 科目（10 科目×1 クラス）、

実務基礎科目群の必修科目 8 科目（6 科目×1 クラス＋2 科目×1 クラス）

の合計 36 科目である。

これらの授業科目のうち専任教員が担当するものは 31 科目であり、86%を占める。

基準 8 - 2 - 4

基準 8 - 2 - 1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8 - 2 - 4 に係る状況）

本法科大学院の専任教員 17 人のうち専攻分野において 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する実務家教員は 5 人であり、専任教員の数の 2 割以上である。

とくに民事訴訟領域においては、経験が豊富な 3 人が「民事法演習(4)」、「民事法演習(5)」または「民事裁判演習」、「要件事実論」を担当している。

刑事訴訟領域においても、経験が豊富な 2 人が「刑事訴訟実務」または「刑事裁判演習」を担当している。

また、1 年次の開講科目である「実務講座」についても、経験が豊富な 2 人の実務家教員がそれぞれクラスを担当している。

これらの実務家教員は、さらに、「法曹倫理」、「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」、「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」、「エクスターンシップ(3)」を担当するとともにかかる臨床法学教育

の一環として平成22年度から開設した「四国ロースクール無料法律相談所」の運営にも協力している。

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

基準 8-2-4 に規定する本法科大学院の実務家専任教員5人は、いずれも法曹（弁護士、裁判官又は検察官）としての高度の実務能力を有し、10年以上の実務経験を有する者である。

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の授業負担は他研究科および学部等の授業を含め、ほぼ全員が20単位以内であり、一部20単位を超える専任教員がいるが、30単位を超えておらず、授業負担は適正な範囲内にとどめられている。

なお、兼任教員の授業負担も、ほとんど20単位以内である。

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院は香川大学と愛媛大学との連合形態の法科大学院であり、本法科大学院の専任教員は、原則として所属するそれぞれの大学の身分上又は勤務条件に基づくことになる。両大学は法科大学院の特殊性を考慮し、研究専念期間については、所属大学とは別に本法科大学院独自の制度を設けることになる可能性について了承しているが、なお両大学におけるすべての教員との調和をはかる必要から、両大学がそれぞれの状況を考慮し検討しているところである。そこで、両大学の現時点の検討状況について述べる。

(1) 香川大学の場合

専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、香川大学においては平成20年4月にサバティカル規程が制定された。

本法科大学院ではそれとともにこれとは別の申合せにより、授業担当の確保等の条件

第8章

が整う限り教員の海外研修を認めることができる制度を定めた。

平成23年度より法学部と教員組織を一体化する法学研究院が設置されたことに伴って現在法学部の同様の制度との調整を準備中である。

(2) 愛媛大学の場合

愛媛大学においても法科大学院担当教員（愛媛大学所属の本法科大学院専任教員）に配慮しつつ、平成18年12月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」を策定した。

基準8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準8-3-3に係る状況）

（1）法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、学務第一係に本法科大学院及び法学部担当として、4人の事務職員を配置している。いずれも、一定の公的な試験に合格した有能な者であって、常勤の事務員を配置している。担当職員の変更に際しては、前任者ととともに会議に出席したりして、引き継ぎもスムーズに行えるようにしている。

（2）事務職員のみでは対応が難しいと思われる法科大学院のHP作成支援、学生に対するIT支援、学生自習室の図書管理等の業務を補佐するために、非常勤の事務補佐員1人を配置している。とくにIT関連能力があるかどうかについては、面接において確認しており、現在まで支障が生じたことはない。

（3）法学部資料室に法学部の助手1人及び事務補佐員2人が配置されており、資料の整理・情報提供、香川大学法学会の活動の補助等研究活動の補助を行っている。

なお、2人の補助職員は1人ずつ交代で勤務しており、資料室は午前9時より午後9時まで開放されているので、年間を通じての実効的な利用が随時可能となっている。

2 特長及び課題等

<特長>

（1）入学定員20（収容定員70人）に対し専任教員17人を配置しているが、平成23年4月現在で在学生49人であるから、教員1人あたりの学生数は3人である。その結果として、学生の修学指導については申し分のない条件が整備されており、きめ細かい個別指導ができています。

（2）実務への架橋としての教育を施すために、5人の専任の実務家教員に加えて、最高裁派遣裁判官および法務省派遣検事を含む11人の実務家教員を兼任教員として任用し、実務基礎科目だけでなく、法律基本科目の演習科目及び展開・先端科目に配置している。その結果として、専門職大学院としての学生への意識づけや理論と実務の架橋が十分実現されている。

<課題等>

(1) 専任教員に占める女性教員の比率が2割に満たないため、採用人事においては可能な程度において女性教員の比率を高めることを考慮する。

第9章
第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）法科大学院の運営に関する会議

① 連合法務研究科教授会

本法科大学院は、法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議するために、香川大学組織規則第24条及び香川大学大学院学則第11条に基づき、独自の教授会を置いている。

教授会は、連合法務研究科教授会規程第2条に基づき、本法科大学院の専任の教授及び准教授をもって組織する。本法科大学院の専任教員とみなされる者も、その構成員にすることができるものと定めている。《資料9-1-1-1》

《資料9-1-1-1》 教授会設置の根拠

香川大学組織規則

第24条 第14条第1項の学部及び第15条第2項の研究科に、それぞれ教授会を置く。
2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

香川大学大学院学則

第11条 教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ研究科教授会を置く。

2 前項の教授会に関し必要な事項は、別に定める。

教授会は、香川大学教授会規則第3条に従い定められた連合法務研究科教授会規程第3条により、本法科大学院の

研究科長候補者の選考、
中期計画・年度計画、
重要な規程等の制定・改廃、
重要な組織の設置・廃止、
学生定員、
教員選考、

自己点検・評価、
教育課程の編成、
修学支援など学生への援助、
入学・課程修了など学生の在籍・学位授与、
その他教育研究に関する重要事項

を審議決定する。法科大学院の運営に関する重要事項である法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事は、このようにすべて連合法務研究科教授会の審議決定事項になっている。連合法務研究科教授会は、原則として毎月1回開催している。

② 連合法務研究科運営会議

また、円滑な運営に資するため、連合法務研究科組織規程第4条に基づき、研究科長、副研究科長、専門委員会の委員長からなる研究科運営会議を置き、研究科長を補佐し、連合法務研究科教授会から付託された事項についても審議できる。研究科運営会議は毎月1回開催することを、原則としている。

③ 専門委員会

その専門委員会は、教務・設備委員会、入試・広報委員会、FD・教育改善委員会及び地域連携委員会である（連合法務研究科組織規程6条）。この他に、特別の委員会を設けることができることとしている。平成17～18年度に臨時に教育課程等検討委員会を設置して、本法科大学院の教育内容の改革等を審議した。また、平成20年10月に学習支援推進委員会を設置し、現在も継続して活動させている。これらの委員会で審議に基づき、さらに連合法務研究科教授会でそれぞれの重要事項について審議している。

これらの組織をいっそう効果的なものにするために、前回の法科大学院認証評価以後、次の改善を加えた。FD活動と教育改善との連結を強化するために、従来の評価・FD委員会を平成22年度からFD・教育改善委員会に改編した。

④ 法学研究院

平成23年4月から大学法人に教員組織として7つの研究院が置かれ（香川大学組織規則第12条の2）、本法科大学院の専任教員のうち香川大学に所属する教員は、香川大学法学部主担当の教員とともに、研究院の1つである法学研究院に所属している。研究院には、研究院長や研究院教授会が置かれている。しかし、法科大学院の教育活動等は、従来どおり、本法科大学院の専任教員である香川大学教員（本法科大学院教育を主担当）と愛媛大学教員（愛媛大学から在籍出向）によって構成される教育研究組織である本法科大学院が、独自の運営の仕組みのもとに実施している。そして、法学研究院を設置して教員任用のあり方を変更したことに伴い、独立の人事委員会を廃止して、本法科大学院の教員人事の重要事項を研究科運営会議が審議することにした。

（2）専任の長である研究科長

本法科大学院の校務をつかさどるために、香川大学運営規則第5条に基づき専任の長

第9章

である研究科長を置いている。《資料9-1-1-2》

《資料9-1-1-2》研究科長配置の根拠

香川大学運営規則

第5条 本学の研究科に、研究科長を置く。

2 (省略)

3 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科の研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。

4 研究科長は、本学の運営方針に基づき、当該研究科の校務をつかさどる。

研究科長の職務を助けるため、連合法務研究科組織規程第3条に基づき、副研究科長2人を置いている。なお、副研究科長は、従来、愛媛大学教員から選任される1人としていたが、前回の法科大学院認証評価以後、平成21年度から香川大学教員からも1人を選任することとして、2人に増員した。そして、研究科長の補佐するために前述((1)②)の連合法務研究科運営会議が置かれている。

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9-1-2に係る状況)

(1) 本法科大学院の管理運営は、教員組織2部局(法学研究院、経済学研究院)と教育研究組織4部局(本法科大学院、法学部、経済学部、地域マネジメント研究科)の事務を担当する法学部・経済学部事務課が行う体制となっている。

法学部・経済学部事務課には、事務課長を総括者にして、事務課長補佐2人(庶務・会計関係及び学務関係各1人)、総務係9人、学務第一係4人(本法科大学院及び法学部担当)、学務第二係6人(経済学部及び地域マネジメント研究科担当)及び就職・留学生担当1人が配置されている。そのうち、事務課長補佐1人が本法科大学院の事務を重点的に担当し、本法科大学院の学務及び入試の事務を学務第一係全体で担当しつつ、本法科大学院の学務を重点的に担当する者1人を置いている。

(2) 現在の事務体制では対応が難しい業務については、非常勤職員の雇用によって、学生に対する教育支援体制を充実させ強化している。その業務は、電子情報による教育支援システム運用・教材作成の補助、学生自習室の図書管理、本法科大学院のHP作成の支援などである。従来、運営費交付金と法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム等の経費により、毎年度1-2人を雇用してきたが、現在は、運営費交付金により1人を雇用している。

また、法学部と共同で利用する法学資料室の事務について、法学部の助手1人と、運営費交付金により雇用する非常勤職員2人を配置している。2人の非常勤職員は、資料室を午後9時まで開室するために、1人ずつ交代で勤務させている。

本法科大学院においては、職員の能力向上を図るためのスタッフ・ディベロップメントに関する研修会などは実施していないが、事務として管理運営を適切に行うため、学内外で開催される各業務や経験等に応じた各種研修や説明会などには、出来る限り参加することにより、職員の能力向上を図ることとしている。

基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

(1) 本法科大学院の予算は、年度ごとに策定される「香川大学予算編成方針」と、それに基づく「全学予算編成基準」に従って配分される。本法科大学院における教育活動等は、原則として、「全学予算編成基準」の「支出に関する事項」に定められた基準により配分された予算により、運用される。平成 22 年度からは、その原則のみによれば入学定員の削減に伴って本法科大学院の予算が大幅に減少するため、特別に多額の教育研究基盤活性化推進経費が、当初配分予算に加算されている。

大型改修、大型設備、大型物品購入その他教育活動等で当初予算配分以外に必要な不可欠な経費等については、概算要求、営繕要求、設備・施設等の整備事業経費要求、特定施策要求などの各種経費要求の機会が設けられている。この各種要求時に実施されるヒアリングや要求（理由）書の提出等が、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の意見を聴取する適切な機会となっている。本法科大学院にとって特別に必要な経費の要求が、これにより認められて来た。

予算配分のセグメント（予算単位）区分では、本法科大学院は法学部と同じセグメントの法学研究院に属している。本法科大学院と法学部とは別個の教育研究組織であるため、同一セグメント予算をそれぞれに配分し執行しているが、もともとは同じセグメントの予算であるので、両部局の枠組みを超えた柔軟な予算の運用を行うことも可能である。

(2) 本法科大学院の専任教員である愛媛大学教員が本法科大学院に出講する旅費等の経費と、夏季に愛媛大学において開講される授業に要する学生移動費及び宿泊費は、愛媛大学が負担している。

また、愛媛大学教員の研究費は、愛媛大学から各教員に配分されている。

(3) これらを総合してみると、本法科大学院は、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な財政的基盤を有している。

ただし、全国的及び全学的に厳しい財政事情のもとで予算の縮減が求められており、必要な予算を確保するために大きな努力が必要とされている。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 運営会議、専門委員会及び特別委員会によって教育活動等の適切な実施を図り、改善を加えていっそう効果的な体制にするよう努めている。

(2) 学内ヒアリングの機会などに特別の経費の必要をアピールして、必要な予算の配分を受けている。

<課題等>

(1) 小規模の事務体制及び教員数のもとで法科大学院教育の適切な実施に必要な業務をこなし、また、教員の事務負担を軽減するためには、学内外から依頼される種々の調査等について、廃止又は作業量の軽減を求めて実現することが必要である。

(2) 厳しい財政事情のもとで必要な予算を確保するために、大きな努力が必要とされている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 教室、演習室

(ア) 香川大学側

教室については、

- ① 80席の教室（幸町南3号館・第1講義室・118㎡）、
- ② 44席の教室（幸町南3号館・第2講義室・68㎡）、
- ③ 57席の教室（幸町南6号館・第4講義室・69㎡）、
- ④ 51席の教室（幸町南6号館・第2講義室・69㎡）、
- ⑤ 模擬法廷教室（幸町南3号館・67㎡）、
- ⑥ 円卓法廷教室（幸町南6号館・53㎡）

を確保している。

①②⑥の教室には、それぞれビデオ会議システムの設備一式を備え、愛媛大学等、他大学との遠隔授業や会議に対応できる。また、①②③の教室では、教員がパワーポイントにより講義を行うために必要な設備と、教材の呈示装置をそれぞれ備えており、効果的な授業の展開に役立っている。

演習室については、

- 20席の演習室（幸町南6号館・第2演習室・35㎡）、
- 20席の演習室（幸町南6号館・第3演習室・34㎡）

を確保している。

本法科大学院の一学年の学生定員は20人であり、必要な場合には複数クラスに分けられるため、上記の教室・演習室についてはいずれも、受講生にとって手狭となることはない。

(イ) 愛媛大学側

愛媛大学においても、

- 117席の演習室1（模擬法廷教室）（総合情報メディアセンター・228㎡）、
- 20席の演習室2（共通教育管理棟・45㎡）、
- 44席の演習室3（法文学部講義棟・124㎡）

を確保している。

愛媛大学の演習室は、もっぱら夏季休業期間に実施される選択科目の講義室として使用しているため、部屋数として必要かつ十分であり、受講生にとって手狭となることは

ない。

(2) 自習室

本法科大学院専用に98席の自習室(幸町南2号館・303㎡)があり、学生一人ひとりに専用のキャレルを割り当てている。また、学生討論室(幸町南3号館・24㎡)を1室確保している。自習室及び学生討論室は、入退館システムにより祝祭日も含めて24時間の利用が可能である。

自習室の各キャレルには学内LANに接続する情報コンセントが備わっている。自習室にノートパソコンを持ち込むことによりインターネットへの常時接続が可能となるとともに、自習室に設置している3台のネットワーク・プリンタを利用しての印刷も可能である。なお、自習室に設置しているプリンタはスキャナと結ばれており、コピー機としても利用できる。

学内LAN接続により、自習室のパソコン端末から香川大学の附属図書館、あるいは、法学資料室に収蔵されている図書資料を検索する「図書館システム蔵書検索(OPAC)」やオンラインデータベースである「判例体系」が利用可能である。自習室と附属図書館(中央館)及び法学資料室は近接した位置にあり、学生は、図書検索システムを利用して図書資料の所在を確認することにより、短時間で効率的に必要な図書資料にアクセスすることができる。

また、学生が使用する頻度が高いと考えられる参考図書や判例集等については、自習室内の書架にも一部配置しており、学生が利用し易い学習環境の整備に配慮している。

なお、本法科大学院では、修了後5年以内であれば、低額の法務研修料を納めることにより、本法科大学院の施設を利用しながら司法試験受験等に向けた自学自習を行える法務研修生制度を設けている。

法務研修生として認められた者は、希望により、自習室又は研究交流棟3階の大学院研究スペースを利用することができる。大学院研究スペースは、他部局大学院生等との共同利用スペースであるが、法務研修生用に18席を確保しており、各自に専用のキャレルが与えられ、情報コンセントやネットワークプリンタ等の設備も備わっている。

(3) 附属図書館・法学資料室

教員による教育・研究や学生の学習に必要なかつ有益な法学関係の図書資料は、主に附属図書館及び法学資料室に収蔵されている。平成19年度においては、附属図書館と資料室を合わせて約75,000冊の書籍、約1,000種類の国内外の学術雑誌が収蔵されており、その後も毎年随時追加購入されている。

(ア) 附属図書館

附属図書館(中央館・7,301㎡)は、閲覧席数530席を備え、授業期における開館時間は、祝日等を除き、平日は午前9時から午後8時まで、土曜・日曜は午前9時から午後5時15分までである(利用登録した学生等は、閉館後も午後11時30分まで時間外利用ができる)。

附属図書館(中央館)には、開架閲覧室・書庫の他に視聴覚室、グループ学習室、メディア・プラザがあり、一部閲覧室には情報コンセント・無線LANも整備されている。情

報端末用機器としては、図書館システム蔵書検索（OPAC）用3台・判例体系等のデータベース情報検索用3台が設置されており、また、館内において文献複写用のコピー機も利用可能である。

図書の貸出は、教員・学生ともに、一般貸出の場合であれば最大5冊まで2週間、書庫内図書貸出の場合であれば最大で25冊まで2カ月間の貸出を受けることができる。また、附属図書館入口には、図書の持出し防止システムが設けられており、図書館職員の日常的な管理業務を通じて、図書資料の適切な管理及び維持が図られている。

（イ）法学資料室

法学資料室は、法学部及び本法科大学院の教員・学生が主たる利用対象者であり、法学及び政治学に関する図書・雑誌・紀要等が収蔵されている。利用時間は、平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午後1時から6時までで、教員や学生が利用し易いよう配慮されている。なお、教員は職員証（ICカード）を用いることで祝祭日を含む24時間の利用が可能である。

開架閲覧室・書庫の他に、図書館システム蔵書検索（OPAC）・各種法律情報データベース用の端末機器が設置されている。また、書庫内及び印刷室には、コピー機が設置されており、法学資料室所蔵の図書資料を複写することができる。

法学資料室所蔵の図書資料については、法学資料室スタッフの日常的な管理業務を通じて、適切な管理及び維持が図られている。なお、法学資料室の蔵書（雑誌に限る）は、学生の場合であれば、学生証と交換で当日限りの貸出が認められている。

（ウ）自習室配架図書

自習室には、法学関係の教科書・参考図書・論文集及び各種の判例集を中心とした書籍が配架されている。自習室内でのみ利用可能であり、貸出は行っていない。必要な場合は自習室内でコピーをとることもできる（前記「（2）自習室」参照）。

（エ）附属図書館・法学資料室の職員

図書業務に従事する職員は、附属図書館（中央館）の業務については職員19人、法学資料室の業務については助手1人と非常勤職員2人が従事している。このうち、附属図書館の職員7人、法学資料室の助手1人は司書の資格を有している。

附属図書館には情報サービスの専門部門があり、その職員は全専門分野につき専門的情報を調査提供する能力を備えている。

また、法学資料室の助手は、全国の法律図書館職員で構成されている「法律図書館連絡会」に賛助員として参加し、研修を重ねており、法情報調査に関する基本的素養を備えている。自習室の図書を管理している補助職員は、法情報調査に関する基本的素養を特に供えているわけではないが、教務・設備委員会の指揮のもとで図書管理の業務に携わっている。

（4）教員室

教員室については、幸町南6号館に12室、幸町南3号館に2室を確保し、これを香川大学所属の専任教員に各1室ずつ割り当てている。このほかに、幸町南6号館に法務研究科長室を1室確保している。いずれも20㎡以上の部屋であり、教員が研究および授業準備を行う場として十分な広さを有するとともに、祝祭日も含めて24時間の使用が可能

第10章

である。

愛媛大学所属の専任教員が香川大学において勤務する際に使用する研究室としては、附属中央図書館と研究交流棟にスペースを確保している。いずれも、共同研究室としての性質を持つが、衝立等により各教員のスペースに仕切りを設けているため、個人研究室と同様の機能を果している。

また、派遣教員控室として2室（幸町南3号館、幸町南6号館）、非常勤講師控室として1室（幸町南6号館）を確保し、非常勤教員が授業準備等を支障なく行えるよう配慮している。なお、幸町南6号館の派遣教員控室は、本法科大学院のIT支援及び図書管理業務を補佐する非常勤の事務補佐員の勤務室として兼用している。

上記の専任教員研究室、派遣教員控室及び非常勤講師控室は、いずれの部屋も、机、椅子、書架、ロッカー等、必要な備品が整っている。また、各部屋の情報コンセントに接続すれば、備品のパソコン端末からインターネットにアクセスできる環境にあり、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器は十分整備されている。

専任教員研究室は、会議テーブル及び折りたたみ椅子を備え、十分な広さもあることから、学生との面談にも利用しており、独立した部屋であることから学生のプライバシーに問題が生じることはない。また、必要に応じて、法務研究科長室も面談スペースとして利用している。

（5）各施設の管理

香川大学における模擬法廷教室及び円卓法廷教室は、本法科大学院の専用施設である。愛媛大学における演習室1（模擬法廷教室）は共用であるが、演習室2及び演習室3は専用である。自習室は、本法科大学院の専用施設であり、自習室に配架している図書資料も含めて、本法科大学院が主体となって管理・運営している。

上記以外の教室・演習室は、香川大学の法学部及び大学院地域マネジメント研究科と共同で使用しているが、地域マネジメント研究科は夜間及び土曜日に授業を実施しているため、昼間開講する本法科大学院と教室等の使用時間帯が重なることはない。また、法学部等と共同使用する教室・演習室についても、事務を通じて利用調整が図られており、授業等に支障なく使用できている。

法学資料室は、法学部との共同施設であり、法学部との共同の委員会を通じて管理・運営が行われている。研究交流棟内の教員研究室・法務研修生用の学習スペースも、共同利用形態であるが、関係する他部局と協議・調整を図りながら利用しており、特段の支障は生じていない。

附属図書館（附属図書館内の研究室も含む）については、全学的な委員会である図書館会議により管理・運営が行われており、同会議に本法科大学院も委員を派遣しているため、本法科大学院における教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 本法科大学院は、専用の自習室を有しており、学生一人ひとりに専用のキャレルが割り当てられ、各キャレルには情報コンセントも備わっている。また、自習室は、祝祭日も含めて24時間使用でき、ネットワーク・プリンタ等日常の学習に必要な設備も整っているなど、自習室を拠点として、勉学に専念できる環境が整備されている点は、本法科大学院の長所の一といえる。

(2) 附属図書館（中央館）及び法学資料室等、法学関係の図書資料を所蔵する各施設が自習室と近接した場所に位置しており、また、学内 LAN により、図書検索やデータベース利用の面において、自習室と附属図書館との有機的連携も図られており、学生が必要な図書資料に短時間で効率的にアクセスできる環境が整っている。

<課題等>

(1) 本法科大学院の学生から、自主勉強会等で利用できる演習室の増設、あるいは、自習室付近で食事がとれる部屋の設置といった要望が出されている。施設の増設要求には直ちに応えることは困難であるが、自主学習で利用できる施設については、法学部との調整を図りながら幸町南6号館の演習室につき空き時間の利用を認めることで対応を図っている。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1 1 - 1 自己点検及び評価

基準 1 1 - 1 - 1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

（1）香川大学独自の活動評価実施

本法科大学院は、設置当初からFD研究会や臨時に設置した教育課程等検討委員会において、本法科大学院の教育の実施状況を点検・評価し、平成19年度からは、教員活動評価実施要項に基づき、全学制度の一環として、毎年度、教育・研究・社会貢献及び運営の領域にわたる教員の活動に対する総合評価を実施して、その結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立てている。

また、毎年度、他の部局と同様に、本法科大学院の教育、研究及び社会貢献活動の実績を記載した文書を学長に提出し、学長による評価を受けている。改善や活性化の促進が必要と判定された場合は、学長に計画書を提出して改善を図ることとされているが、そのような判定を受けた例はない。

（2）本法科大学院独自の自己点検・評価実施

さらに、平成19年度からは、自己点検・評価委員会を組織して、本法科大学院独自の自己点検・評価を行い、その結果を公表している。

自己点検・評価委員会は、本法科大学院の研究科長、副研究科長、各専門委員会の委員長、事務課長、その他委員長が必要と認めた者をもって組織し、研究科長が委員長を務める。この委員会の事務は、法学部・経済学部事務課が処理する。なお、この委員会に関する事項は、設置当初は独立の規程により定めていたが、平成23年度から連合法務研究科組織規程に編入した。

本法科大学院は、独自の自己点検・評価に関し必要な事項は、連合法務研究科自己点検・評価規程に定めている。

自己点検・評価の項目は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り、本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するという趣旨に則して、当初、本法科大学院の理念・目的及び基本組織、教育内容、学生の支援体制、入学者選抜、教員組織、管理運営、自己点検・評価、施設・設備及び図書等、社会への貢献等と定め、平成21年2月に、研究活動を追加した。

(3) 独自の自己点検・評価の公表

この独自の自己点検・評価は、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた年から2年目及び4年目に当たる年に実施し、その結果を公表すると定めている。

第1回の自己点検・評価の報告書は平成19年6月にまとめ、本法科大学院のホームページに公表した。その後は、前記の定めに従って平成21年度に自己点検・評価を実施してホームページに報告書を公表し、ここに第3回の自己点検・評価を実施し、この評価書もホームページに公表する。

(4) 自己点検・評価の結果

本法科大学院の自己点検・評価においては、教育活動等を改善するために、基準に関する状況とともに、改善すべき課題等を明らかにしている。

改善が必要と認められる事項については、研究科長が、速やかに運営会議に諮って、関係する専門委員会等又は個人に改善を指示し、指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善することとしている。

なお、かかる自己点検・評価の結果として、平成22年度からの新カリキュラムに1年次用の基礎演習科目及び3年次用の総合演習科目を創設し、また民法を1科目増設することになった。

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

(1) 外部評価の実施

本法科大学院の自己点検・評価は、創設以来、四国弁護士会連合会法科大学院支援委員会等と連携して実施する授業参観や意見交換会によって、検証を受けてきた。

平成19年度からは、これに加え、連合法務研究科自己点検・評価規程第4条により、外部評価委員の検証を受けることになった。外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者、合計3人とする。外部評価委員は、自己点検・評価書の書面調査、実地調査を行い、その調査の結果を報告する。

(2) 外部評価の公表

平成19年6月に実施した本法科大学院の自己点検・評価については、四国弁護士会連合会から推薦された弁護士2人と、法科大学院の長を経験した他大学の副学長に外部評価委員を委嘱し、10月にその検証を受けた。《資料 1 1 - 1 - 2 - 1》

その意見書は、本法科大学院のホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/fd/>) に掲載している。

第11章

《資料11-1-2-1》 外部評価委員名簿

岡田雅夫	国立大学法人岡山大学副学長
宇都宮嘉忠	弁護士（愛媛弁護士会所属）
南 正	弁護士（高知弁護士会所属）

11-2 情報の公表

基準11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

（基準11-2-1に係る状況）

（1）本法科大学院の教育活動等に関する重要事項、すなわち設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況等は、本法科大学院のホームページや学生募集要項に掲載し、毎年度、公表している。

また、教員がその担当する専門分野について教育上必要とされる指導能力を有することを示すために本法科大学院のホームページに教育上または研究上の業績等を明示し、それとともに学外で取り組む公的活動や社会貢献活動等についても公表している。

（2）本法科大学院は、本法科大学院における教育活動等に関する自己点検及び評価の結果その他の情報については、逐次ウェブサイトへ掲載するとともに、本法科大学院のパンフレット、学生募集要項及び修学案内等の印刷物の刊行、入試説明会の開催、四国ロースクール後援会（企業、地方自治体、弁護士等を会員とする）総会での報告など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

基準11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準11-2-2に係る状況）

（1）香川大学の法人文書の保管期間は、「国立大学法人香川大学法人文書管理規則」第13条及び同規則の別表第1により、文書の類型ごとに30年、10年、5年、3年又は1年と定められている。評価の基礎となる情報の多くは、5年保管の文書に該当する。

《資料11-2-2-1》

《資料11-2-2-1》 法人文書の保存期間

国立大学法人香川大学法人文書管理規程

第7条 法人文書を作成し、又は取得したときは、国立大学法人香川大学法人文書保存期間基準（以下「保存期間基準」という。）により、保存期間の満了す

る日を設定するものとする。

2 保存期間基準は、別紙様式2により別に定める。

(2) 評価の基礎となる情報のうち、『修学案内』(シラバス等)その他の教務関係記録は、学務第一係及び教務・設備委員会委員が保管している。法科大学院で実施した試験の問題及び答案については、保管体制を教職員に周知徹底し、それらを各教員から集め、学務第一係で保管している。

授業の予習復習レジュメは、教育研究支援システム(TKC)で電子情報として一括管理している。

(3) 本法科大学院パンフレット、学生募集要項、入試等の実施要項、入試問題・答案、奨学金・授業料免除関係資料等は学務第一係に保管し、法科大学院設置認可申請書、教授会記録、自己点検・評価報告書、教職員の組織・雇用、財政、施設・設備に関する情報は総務係に保管し、図書に関する情報は図書館及び資料室に保管している。

法科大学院設置認可申請書や自己点検・評価報告書は、研究科長室にも保管し、授業評価アンケート結果、FD研究会記録等は研究科長室に保管している。評価の基礎となる情報は、本法科大学院及び全学のホームページにも掲載されている。

いずれの情報も、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管している。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 平成22年度には、教育改善のための香川大学運営特別経費により本法科大学院のホームページを大幅に改修し、入試・教育関連の情報はもとより自己点検・評価報告書を含む本法科大学院の活動に関するほとんどの情報を掲載し、情報公開の促進がなされた。これにより、専門職大学院としての本法科大学院の教育活動の情報発信が強化されるとともに、外部への説明責任をより強く果たすことができるようになった。

<課題等>

(1) 保管された情報を、更に教育の向上に効果的に利用できる体制を構築する必要があるところ、FD・教育改善委員会をはじめとして各委員会における諸活動において活用する方法を常に検討し、実践していかななくてはならないと考えている。

1 基準ごとの分析

基準12-1-1

研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能していること。

(基準12-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院は、教育組織であるとともに研究組織でもある。本法科大学院の専任教員は香川大学所属教員14人、愛媛大学所属教員3人からなり、うち香川大学所属教員10人及び愛媛大学所属教員2人が研究者教員、その他が任期付きの実務家教員である。

香川大学所属教員は各人1部屋の研究室を使用し、愛媛大学所属教員は、愛媛大学における各人1部屋の研究室とともに、香川大学において共同の研究室(2室)を使用している。

(2) 本法科大学院の研究経費は、科学研究費補助金等の特別の経費を除き、香川大学から配分される運営費交付金により賄われる。この運営費交付金の当初配分で積算されるのは、香川大学所属教員の単価だけである。

本法科大学院の研究経費は、本法科大学院の全教員用に使用される共通の経費と香川大学所属教員(実務家教員を含む。)が個人で使用できる研究費とに分けられる。共通の経費及び個人で使用できる研究費の金額は、本法科大学院教授会において審議決定する。

他方、愛媛大学所属教員が個人で使用できる研究費は愛媛大学から配分され、その金額は愛媛大学において決定される。

(3) なお、平成23年度からは香川大学においては各部局の教員組織と教育研究組織が分離され、香川大学所属の本法科大学院の専任教員については、法学部教員とともに法学研究院に所属することになった。それにともない、同研究院内に教員相互の研究推進を支援することを目的とする「法学研究院・研究推進委員会」が設置され、研究活動の実施・推進・支援体制が整備されることになった。

基準12-1-2

研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されていること。

(基準12-1-2に係る状況)

(1) 教育の目的を達成するための基礎となる研究は、研究者教員、実務家教員のいずれであるかを問わず、本法科大学院の教員全員が行うべきものであるが、研究者教員については、それをこえて法学についての基礎的理論的研究に取り組むために必要な範囲で、運営交付金から配分される個人研究費は研究者教員と実務家教員とで傾斜配分を行なっている。

さらに、教育目的達成の基礎となる研究以上の高度な研究、又は教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動をすることは、研究者教員にとっては、

法科大学院の専任教員といえども必須の事柄である。しかしながら、任期付きの実務家教員にとっては、必須の事柄であるとはいえない。

このような考えにより、本法科大学院は、研究者教員は全員が科学研究費補助金の獲得を目指すべきであるとしており、申請促進担当者を定めて、研究者教員全員が科学研究費補助金を申請するように働きかけている。それに対し、実務家教員にはそのような義務づけを行っていない。

(2) 全体として専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、愛媛大学は、愛媛大学所属の本法科大学院専任教員に配慮しつつ、2006年12月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」を策定し、本法科大学院の研修専念期間規程が整備され次第、調整することになっている。

香川大学においても平成20年4月にサバティカル規程が制定されたが、本法科大学院ではこれとは別の申合せにより、授業担当の確保等の条件が整う限り教員の海外研修を認めることができる制度を定めた。

(3) なお、これらの施策の具体的な実施については、前述の法学研究院・研究推進委員会でも検討することになっている。

基準12-1-3

研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われていること。

(基準12-1-3に係る状況)

(1) 本法科大学院の研究活動の状況は、教員活動評価の一環として教員各自から提出される研究活動実績書により、研究科運営会議において検証している。

本法科大学院は、香川大学の全学の方針に従って、研究者教員はほとんど全員が科学研究費補助金を申請している。

(2) 科学研究費補助金等外部資金を獲得するためには、教育目的達成の基礎となる研究以上の高度な研究、又は教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動をすることが求められている。

それに対して、多くの教員は、新たに開発すべき法曹養成の教育と、一部局分の業務を少人数で行わざるをえない管理運営に手一杯の状態であり、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動を行うのが精一杯の状態に近いというのが、現状である。

(3) これら研究活動の状況と問題点を改善するための取組は、研究科運営会議で検討し、研究科教授会でも審議している。科学研究費補助金の申請について促進担当者を置くことは、その取組の一例である。

他方、管理運営の負担を軽減させることや、個人で使用できる研究費の額を増加させることは容易なことではない。研究活動の質の向上は、これらの問題点の改善とともに進められるものと考えられる。

なお、これらの問題点についても、法学研究院・研究推進委員会で検討することになっている。

基準 1 2 - 2 - 1

研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。）から判断して、研究活動が活発に行われていること。

（基準 1 2 - 2 - 1 に係る状況）

（1）本法科大学院の専任教員の研究業績件数は、平成17年度は著書・学術論文24、論評・発表等10、平成18年度は著書・学術論文15、論評・発表等19、平成19年度は著作・学術論文12、論評・発表等16、平成20年度は著書・学術論文14、論評・発表等19、平成21年度は著書・学術論文8、論評・発表等11、平成22年度は著書・学術論文10、論評・発表等10であり、著書・学術論文は平均して1人毎年1～2件、論評・発表等の件数もほぼそれと同様である。

（2）科学研究費補助金は、毎年、香川大学教員の研究者教員のほぼ全員が申請している。

（3）また、平成20年度には「中四国LS連携教育システムの構築」に参加し、地方法科大学院における教育の質の向上に努めた。

基準 1 2 - 2 - 2

研究活動の成果の質を示す実績（例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。）から判断して、研究の質が確保されていること。

（基準 1 2 - 2 - 2 に係る状況）

（1）本法科大学院の専任教員による科学研究費補助金の獲得者は平成16年度に代表で2人、分担で3人、平成17年度に代表で2人、分担で4人、平成18年度に代表で1人、分担で4人、平成19年度に分担で1人であったが、平成19年度から推進担当者を置き、平成20年度は代表で3人、分担で2人、平成21年度は代表で6人、分担で2人、平成22年度は代表で5人、分担で1人が補助金を獲得した。なお、平成23年度は代表で4人、分担で2人が補助金を獲得している。

（2）学内競争的研究費も平成18年度～平成23年度に各1件を獲得した。

（3）その他、学外の競争的研究費については、平成23年度は1人が獲得し、学術受賞を平成21年度に1人が獲得している。

基準 1 2 - 2 - 3

社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われていること。

(基準12-2-3に係る状況)

(1) 法科大学院に主として期待されているのは法曹養成教育の成果であるため、研究そのものによる社会・経済・文化の発展はさほど期待されているわけではない。

(2) しかし、研究にかかわる行事を通じて好意的な評価を得ており、社会・経済・文化の発展に資する研究活動は着実に行われている。

学際的及び行政機関と連携した研究の一環としては、本法科大学院の教員が本学の農学部・法学部の教員及び香川県職員と共同で、新川・春日川河口干潟の保全と利用を図るための法制度を研究している。

2 特長及び課題等

<特長>

(1) 平成23年度から香川大学所属の専任教員が法学部の専任教員とともに法学研究院に所属することになった。それにともない、部局を超えて教員相互の研究活動を推進・支援する体制が整備され、その問題点の克服や解決策等についても、幅広く検討することができるようになり、その成果が期待される場所である。

<課題等>

(1) 現在の課題としては、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動を活発に行い、さらに研究の質を高く確保することができるように、管理運営の負担を軽減し、かつ、香川大学所属教員が個人で使用できる研究費を増額できるように、総合的な改善策を考案し、実施すべきであると考えている。

(2) それとともに、本法科大学院の教員は、授業の担当科目とともに正課とはならない個別指導や自学自習への支援があるため、結果として、教育のための負担がかなり大きいものとなっている。これら正課以外の教育活動についても適正な評価を行い、教育負担の再配分等を検討する必要があると考えている。

(3) これらの課題については、法学研究院全体で検討し、克服していきたいと考えている。

1 基準ごとの分析

基準13-1-1

本法科大学院の広報活動を積極的に実施するとともに、法科大学院の特性を活かして、地域の住民、企業、自治体及び法曹関係機関の法律上のニーズに応えた活動をしていること。

(基準13-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院は広報活動を積極的に実施している。

ア 本法科大学院は、連合法務研究科パンフレット(研究科概要)及び連合法務研究科ホームページを継続的に改訂することによって、自らの最新の活動を広く市民に向けて伝えている。特に平成22年度において大幅な改訂をおこない、広報内容を充実した。

イ 本法科大学院への入学に関心のある人たちのためには、毎年度、学生募集要項及びパンフレットを更新し、四国の5大学(香川大学・愛媛大学・松山大学・徳島大学・高知大学)で、公開講座を入試説明会と同時に開催している。

ウ また、平成21年度から毎年12月から3月にかけて、公開プレスクーリングを開催し、一般参加者にもロースクールの講義を紹介している。

(2) 他方、本法科大学院は、法科大学院の特性を活かして、地域の住民、企業、自治体及び法曹関係機関の法律上のニーズに応えた活動をしている。

ア 本法科大学院の教員が、日本弁護士会連合会の法科大学院センター委員、四国弁護士会連合会の法科大学院支援委員会委員、香川県弁護士会の懲戒委員会委員・綱紀委員会委員、香川県弁護士会・愛媛弁護士会・高知弁護士会の他の委員会の委員、裁判所(高松地・家裁)の裁判所委員・司法委員・参与員、香川県・愛媛県・高松市等の地方自治体及び国の審議会・委員会(香川労働局、四国運輸局、公正取引委員会、精神保健審査会等)の委員に就任しその役割を果たしている。

また、平成22年度及び23年度において、香川大学生涯学習教育研究センターの公開講座を企画・開講した。さらに、各種士業(司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会等)に対する研修の講師、及び保護司をもそれぞれ勤めている。

イ 愛媛大学においては、平成18年、「アイアイ法律相談所」を松山市内のi愛センター内に開設した。原則として本法科大学院の愛媛大学所属の教員(弁護士を含む。)が、地域の人々に対し、無料で法律相談を行っている。この法律相談には、授業科目「リーガル・クリニック」の一環として本法科大学院の学生が同席することがある。

ウ 香川大学側においても、平成22年度に無料法律相談所を設置し、本法科大学院の教員が、四国弁護士会連合会所属弁護士の協力を得て3回にわたり無料法律相談会を企画し、地域への社会貢献活動を実施した。この法律相談は、授業科目「リー

ガル・クリニック」の一貫として実施され、本法科大学院の学生が立ち合った。

エ 小学生の体験学習のために、法廷教室で本法科大学院の教員、学生及び小学生による模擬裁判を、平成17年度に2回、18、19、21及び22年度に各3回実施した。平成23年度も3回実施する予定で準備を進めている。

オ 平成17年度に四国ロースクール後援会が発足し、その活動として公開講座が、平成18年度は「住民訴訟の過去・現在・未来」及び「改正独禁法のポイント」、平成19年度は「労働審判制の仕組みとその意義」及び「新しい非営利法人制度と既存の公益法人」をテーマとして開催され、本法科大学院の教員がその講師を務めた。平成20年度は、「高齢社会における財産管理のあり方」について講演を行った。

2 特長及び課題等

<特長等>

高度の法律専門知識を活用して、国及び地方公共団体等の各種委員への就任、「アイアイ法律相談所」及び「四国ロースクール無料法律相談所」による無料の法律相談、四国の各大学における公開講座開催、並びに小学生の体験学習としての模擬裁判への協力など、積極的に社会貢献活動に取り組んでいる。

<課題等>

平成22年に設置された「四国ロースクール無料法律相談所」の無料法律相談は、授業科目「リーガル・クリニック」の一環として設置されていることも勘案しながら、それを通じての社会貢献をさらに充実発展させるべく取り組む。